

長久手市こども計画
【骨子案】

令和9年度～令和11年度

令和8年6月

長久手市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の対象.....	6
5 「こども」の表記.....	6
6 計画策定の進め方.....	6
7 こども・若者をめぐる国の動向.....	8
第2章 こども・若者等を取り巻く状況.....	10
1 統計データからみた長久手市の現状と推移.....	10
2 こども・若者からの意見.....	23
3 データからみる長久手市の課題.....	35
第3章 こども計画が目指すこと.....	37
1 基本理念.....	37
2 基本目標.....	38
3 施策の体系.....	39
第4章 施策の展開.....	40
基本目標1.....	40
基本目標2.....	40
基本目標3.....	40
基本目標4.....	40
第5章 量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画）.....	41
1 趣旨.....	41
2 こども人口の推計.....	41
3 教育・保育提供区域の設定.....	41
4 「量の見込み」と「確保方策」.....	41
5 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保.....	41
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	41
7 子育てのための施設等利用給付について.....	41
8 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	41
第6章 計画の推進に向けて.....	42
1 推進の体制.....	42
2 計画の達成状況の点検及び評価.....	42
資料編.....	43

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな課題も顕在化しています。全国的には、ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などが課題となっており、コロナ禍の影響により、これらの問題はさらに深刻化・長期化しています。

また、若い世代において結婚や子育ての将来展望を描きにくい状況や、子育て当事者の負担感・不安、孤立感の高まりなどを背景に、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

こうした中、国は、次代の社会を担うすべてのこどもが将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法として、「こども基本法」を令和5年に制定しました。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが権利の主体として尊重され、健やかに成長し、自立した個人として生きていくことができる社会の実現を目指すものです。

さらに、同法に基づき、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、従来の関連大綱を一体化した「こども大綱」が策定され、自治体においてもこども計画の策定が求められています。

長久手市（以下、「本市」という。）においても、令和3年をピークにこどもの数は減少に転じています。本市では、これまで「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「こどもがすくすく育つまち ながくて」を基本理念として、こどもの権利の尊重と最善の利益の実現を目指し、各種施策を推進してきました。また、令和8年度には、こどもで構成されるこども会議が中心となって「長久手市こどもの権利条例」を制定するなど、「こどもまんなか」の取組を進めています。

この度、これまで進めてきた取組に加え、若者施策も含めたこども・若者施策を総合的・計画的に推進するため、「長久手市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。本計画において、「こども基本法」の理念等を踏まえ、こども一人ひとりを権利の主体として尊重し、生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望を持てるまちを目指します。

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、「こども基本法」第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」です。

(2) 計画の性格

本計画は、「こども基本法」に基づいて策定された「こども大綱」を勘案し、本市のこども・若者施策の総合的・計画的な推進の方向性を示すものです。

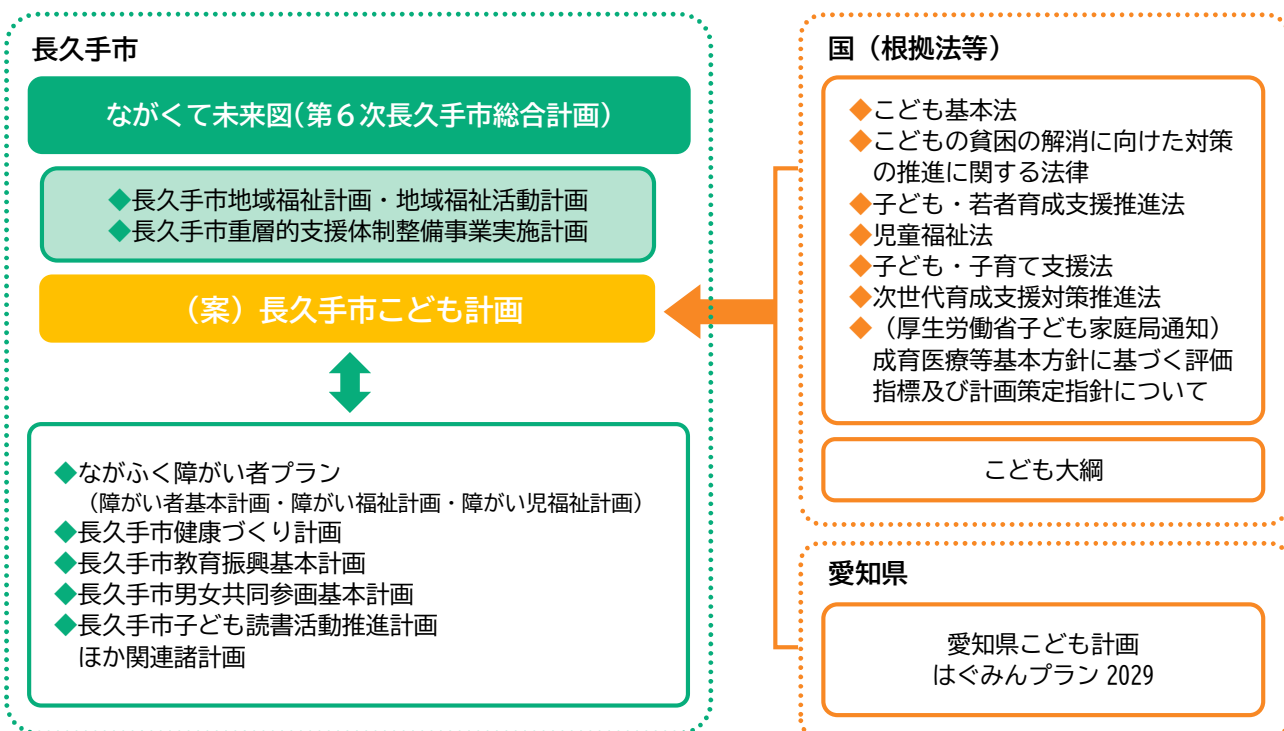
また、本計画に包含する「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第60条で示す基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として位置づけています。

なお、本計画には、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の他、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」、国の「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について（2023年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局通知）」に基づく「母子保健計画」を包含するとともに、国の「こども未来戦略」における放課後児童対策の一層の強化を図るために制定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示すものとしします。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、国や県等の上位計画等を踏まえるとともに、市の最上位計画である「ながくて未来図(第6次長久手市総合計画)」や各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、策定します。

■計画関係図



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。また、本計画と一体とする「第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画」の期間は令和7年度から令和11年度であり、本計画と併せて、最終年度である令和11年度に見直しを行います。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画期間

計画／年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
総合計画	ながくて未来図（第6次総合計画）											
地域福祉計画・地域福祉活動計画	第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画					第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画						
重層的支援体制整備事業実施計画						重層的支援体制整備事業実施計画						
こども計画									こども計画			
	第2期子ども・子育て支援事業計画					第3期子ども・子育て支援事業計画		令和9年度からこども計画に一体化				
ながく障がい者プラン	障がい者基本計画				第5次障がい者基本計画				第6次障がい者基本計画			
	障がい福祉計画					第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画			
	障がい児福祉計画					第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画			
健康づくり計画	第2次健康づくり計画					第3次健康づくり計画						
教育振興基本計画	教育振興基本計画											
男女共同参画基本計画	第3次長久手市男女共同参画基本計画					第4次長久手市男女共同参画基本計画						
子ども読書活動推進計画	第2次子ども読書活動推進計画				第3次子ども読書活動推進計画							

4 計画の対象

本計画は、こども・若者、妊婦、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

本計画において、「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」という考え方を踏まえ、施策を計画していく上では、子ども・子育て支援法第6条に基づき、概ね18歳未満を指すものとします。「若者」は、青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）を指すものとしますが、一部事業については40歳未満までを対象とする場合があります。

5 「こども」の表記

こども家庭庁では平仮名の「こども」の仕様を推奨しており、本計画においても特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。なお、一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「児童」「生徒」などの表記を使用する場合があります。

■【参考】「こども」の表記について

こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは、例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法における「子ども」等）
 - ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名 等）
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

6 計画策定の進め方

(1) 計画策定の体制

本計画の策定は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、検討委員会を中心として庁内で協議するとともに、条例に基づく機関であり、学識経験者、こどもの保護者、福祉等に関する団体または機関の代表者、公募市民等から構成される「長久手市子ども・子育て会議」において審議を行い、策定しました。

(2) 計画策定の方法

① こども・若者アンケート実施

市内公立小学校5年生、市内公立中学校2年生、市内在住15～29歳を対象として、令和7年度に「こども・若者の「生活」や「気持ち」に関するアンケート調査」を行いました。

調査の概要は、第2章に掲載しています。

② こどもの意識に関するヒアリング調査

児童養護施設のこどもや日本語が上手に話せない外国籍のこども及びその関係者や児童館スタッフ等にヒアリングを実施しました。

③ 「庁内検討委員会」による検討

庁内のこども・若者施策関係課により構成される「庁内検討委員会」において、庁内のこども・若者施策、計画案についての意見交換などを行い、検討しました。

④ 「長久手市子ども・子育て会議」による審議

学識経験者、こどもの保護者、福祉等に関する団体または機関の代表者、公募市民等から構成される「長久手市子ども・子育て会議」において、計画案についての意見交換などを行い、審議しました。

⑤ パブリックコメントの実施

計画案について、パブリックコメントを実施しました。

(1) 「こども家庭庁」の設立と「こども基本法」の施行

令和5年4月1日に、国はこどもに関する行政の担当を一本化し、社会全体でこどもを育てることを目的として、「こども家庭庁」を内閣府の外局として設立するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」を施行しました。

「こども基本法」では、「こども」及び「こども施策」の定義を示しています。

■「こども基本法」の目的

こども基本法 第1条より

◆この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

■「こども」の定義と「こども施策」について

こども基本法 第2条より

- ◆この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
- ◆この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
 - 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(2)「こども大綱」の策定と「こどもまんなか社会」

「こども基本法」では、こども施策を総合的に推進するために、国に「こども大綱」を定めるよう義務づけており、令和5年12月に、国は既存の「少子化対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困に関する大綱」を一体化して「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」では、6つの基本方針のもとでこども施策を推進し、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

■「こどもまんなか社会」について

こども大綱より

◆こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

➡「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

■こども施策に関する基本的な方針…6本の柱

こども大綱より

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第2章 こども・若者等を取り巻く状況

1 統計データからみた長久手市の現状と推移

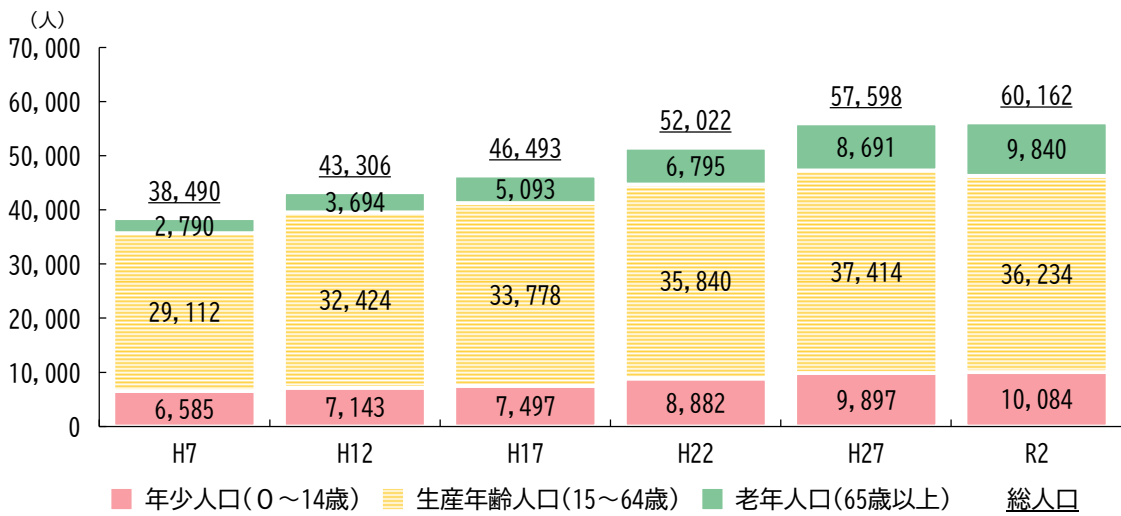
(1) 人口・世帯の状況

①人口の状況

○本市の総人口は増加傾向にあり、令和2年では60,162人となっています。

○年齢3区分別人口は、年少人口及び老年人口で継続して増加、生産年齢人口は増加していたものの令和2年に減少に転じています。

■年齢3区分別人口の推移

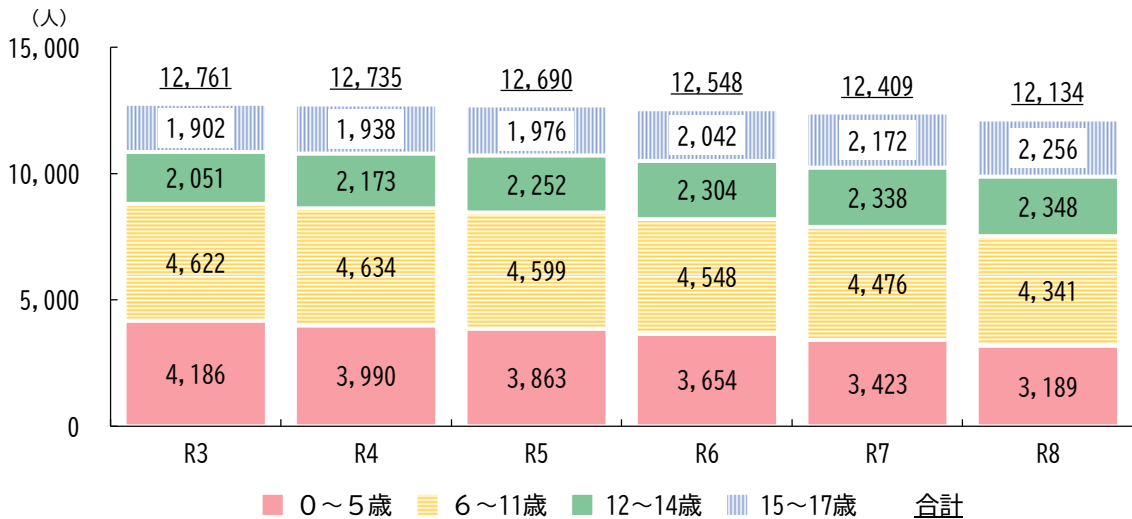


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

○本市の18歳未満のこども人口は令和3年以降減少傾向となっています。

○内訳をみると、0~11歳は概ね減少傾向、12~17歳は継続して増加しています。

■こども（18歳未満）人口の推移

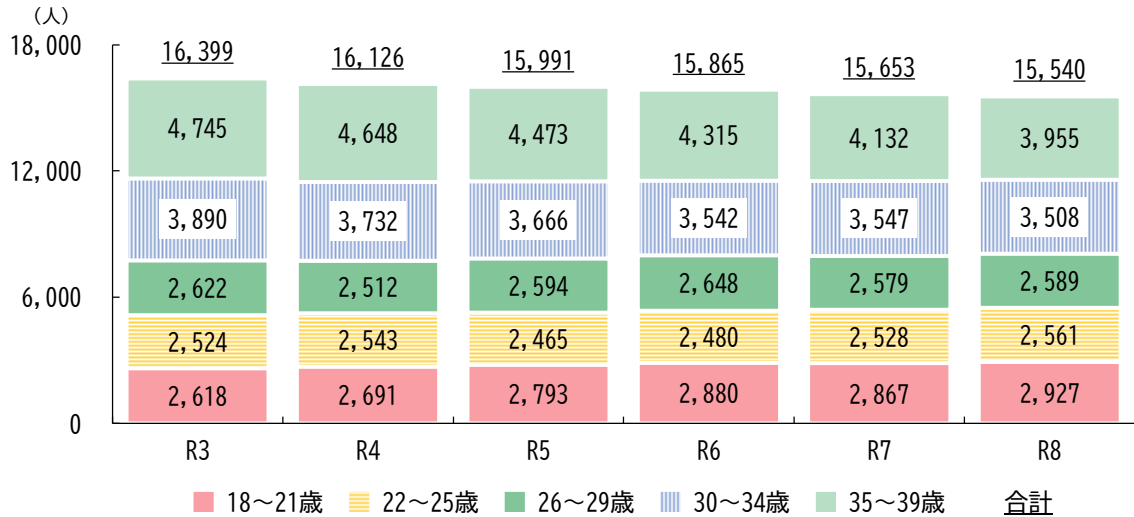


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

○本市の18～39歳の若者人口は継続して減少しています。

○内訳をみると、10歳代は概ね増加傾向、20歳代は増減しながら推移、30歳代は概ね減少傾向となっています。

■若者人口（18～39歳）の推移

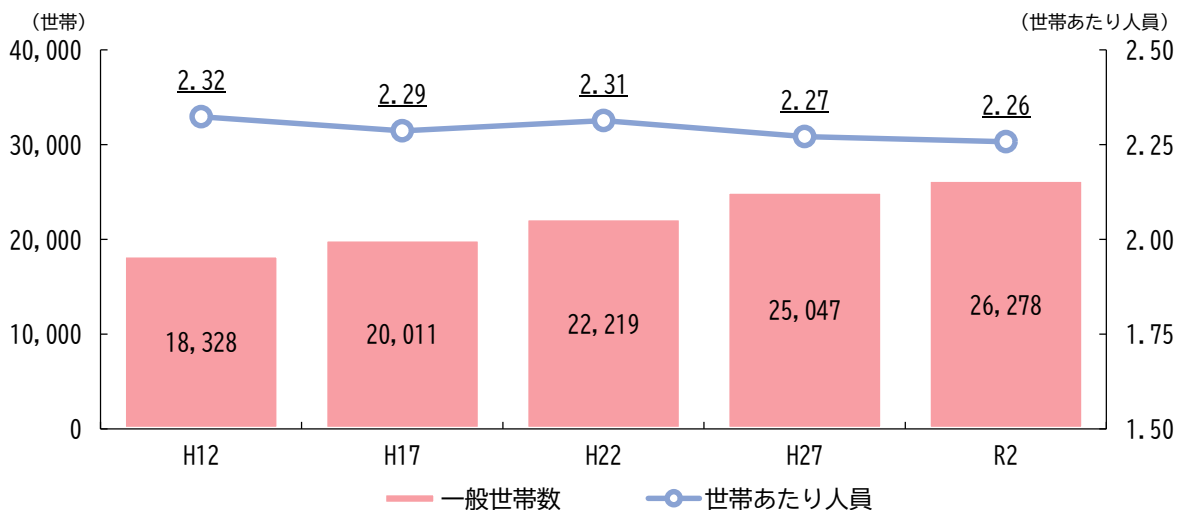


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②世帯の状況

○一般世帯数及び世帯あたり人員数について、一般世帯数は継続して増加、世帯あたり人員は増減しながら減少傾向となっています。

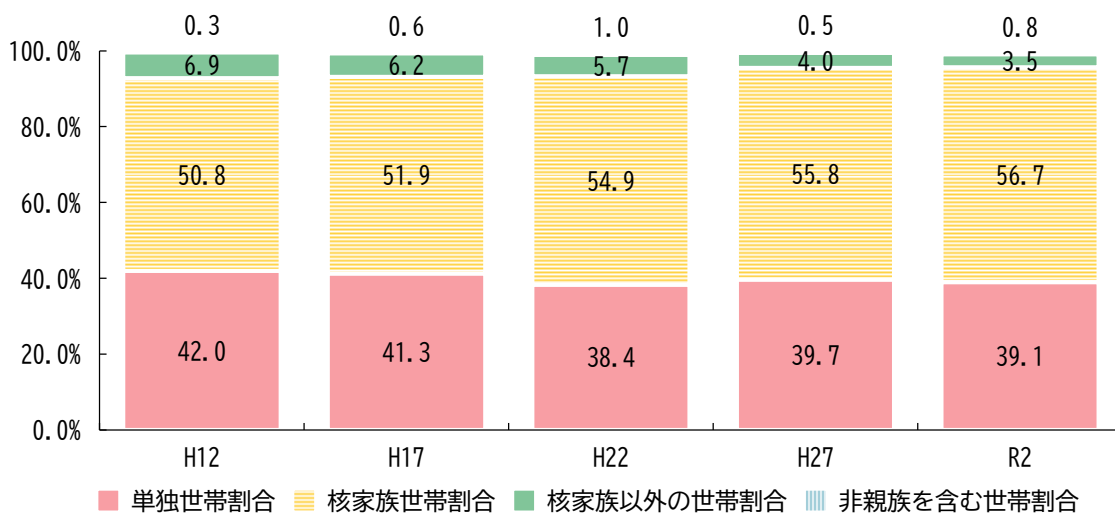
■一般世帯数及び世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

○世帯構成について、核家族世帯割合は継続して上昇し続けており、令和2年では56.7%となっています。一方、単独世帯割合及び核家族以外の世帯割合は下降しています。

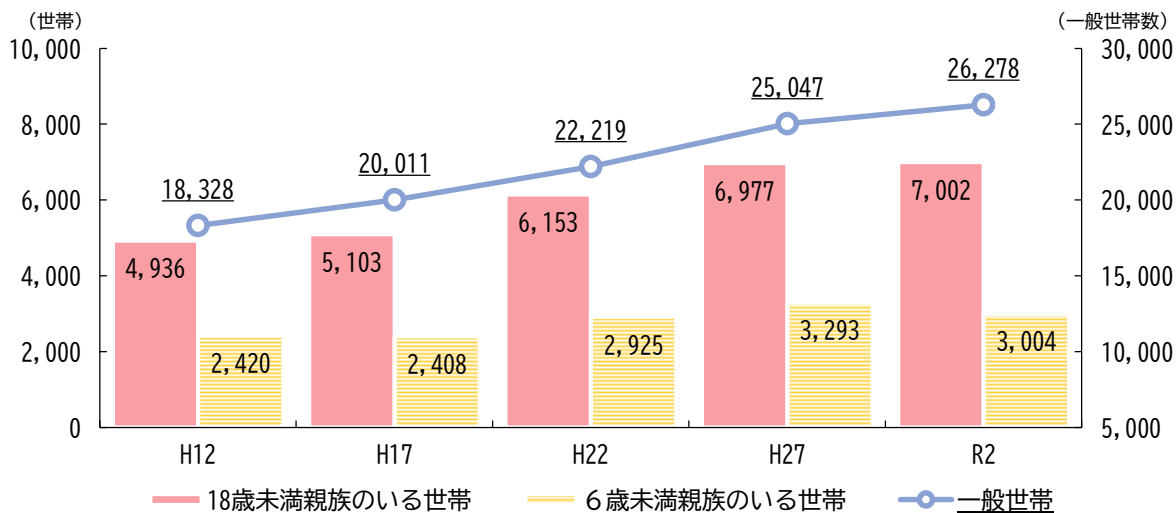
■世帯構成割合の推移 ※「不詳」世帯数を除いて算出



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

○こどものいる世帯について、18歳未満親族のいる世帯は継続して増加しており、令和2年で7,002世帯となっています。

■こどものいる世帯の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 人口動態の状況

①人口動態統計

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	愛知県 令和5年	全国 令和5年
人口		61,503	60,162	60,488	61,024	61,183	7,480,897	121,193,394
出生	総数	647	636	526	583	511	48,402	727,288
	男性	333	336	271	315	270	24,674	372,603
	女性	314	300	255	268	241	23,728	354,685
	率	10.5	10.6	8.7	9.6	8.4	6.5	6.0
死亡	総数	316	313	295	374	371	80,557	1,576,016
	男性	169	168	147	208	191	42,676	802,536
	女性	147	145	148	166	180	37,881	773,480
	率	5.1	5.2	4.9	6.1	6.1	10.8	13.0
自然増減	実数	331	323	231	209	140	-32,155	-848,728
	率	5.4	5.4	3.8	3.4	2.3	△4.3	△7.0
乳児死亡 (再掲)	総数	2	3	1	0	2	90	1,326
	男性	1	2	1	0	1	42	696
	女性	1	1	0	0	1	48	630
	率	3.1	4.7	1.9	0.0	3.9	1.9	1.8
新生児 死亡 (再掲)	総数	0	3	0	0	1	41	600
	率	0.0	4.7	0.0	0.0	2.0	0.8	0.8
死産	総数	5	5	11	3	5	924	15,534
	自然	2	2	6	1	3	475	7,152
	人工	3	3	5	2	2	449	8,382
	率	7.7	7.8	20.5	5.1	9.7	18.7	20.9
周産期 死亡 (再掲)	総数	0	1	2	0	2	152	2,404
	妊娠 満22週 以降の 死産	0	0	2	0	1	120	1,943
	早期 新生児 死亡	0	1	0	0	1	32	461
	率	0.0	1.6	3.8	0.0	3.9	3.1	3.3
婚姻	実数	321	290	272	317	290	31,759	474,741
	率	5.2	4.8	4.5	5.2	4.7	4.2	3.9
離婚	実数	85	78	84	79	85	10,928	183,814
	率	1.38	1.30	1.39	1.29	1.39	1.46	1.52

資料：愛知県衛生年報（率は（注3）の計算式に基づき算出）

(注1) 市の基礎人口は、各年10月1日現在の愛知県民文化庁統計課発表の推計人口
全国及び県の基礎人口は、総務省統計局「人口推計（令和5年10月1日現在）」による

(注2) 用語の説明

自然増減：出生数から死亡数を減じたもの

乳児死亡：生後1年未満の死亡

新生児死亡：生後4週未満の死亡

早期新生児死亡：生後1週未満の死亡

死産：妊娠満12週以後の死児の出産

周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

(注3) 率算出の計算式

$$\text{出生率} \cdot \text{死亡率} \cdot \text{自然増減率} \cdot \text{婚姻率} \cdot \text{離婚率} = \frac{\text{出生} \cdot \text{死亡} \cdot \text{自然増減} \cdot \text{婚姻} \cdot \text{離婚数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} \cdot \text{新生児死亡率} = \frac{\text{乳児死亡} \cdot \text{新生児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

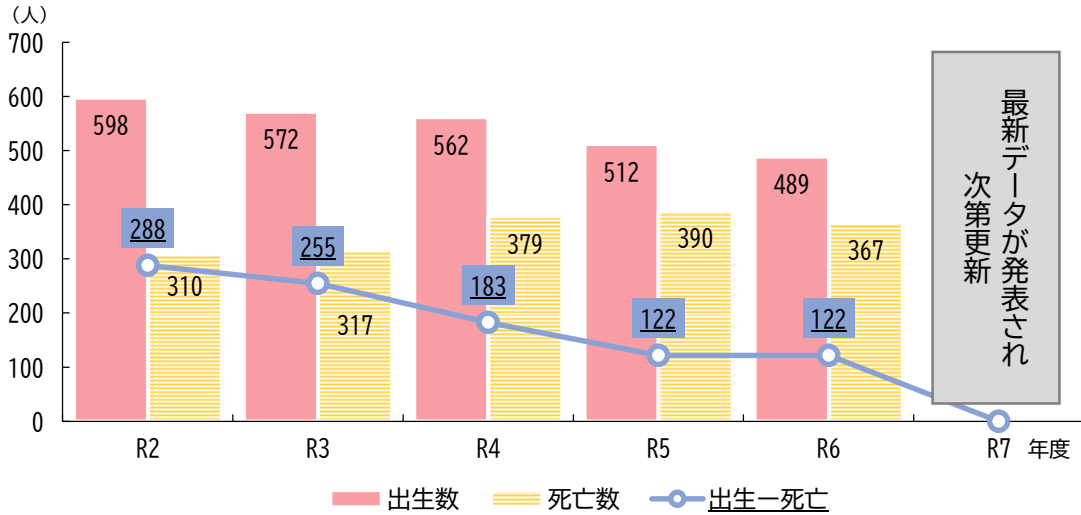
$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出生数} + \text{妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{死産}}{\text{出産（出生+死産）数}} \times 1,000$$

②出生・死亡、転入・転出による人口変動の状況

○出生数・死亡数について、継続して出生数が死亡数を超過して推移しています。一方、増減数は出生数の低下とともに年々減少しています。

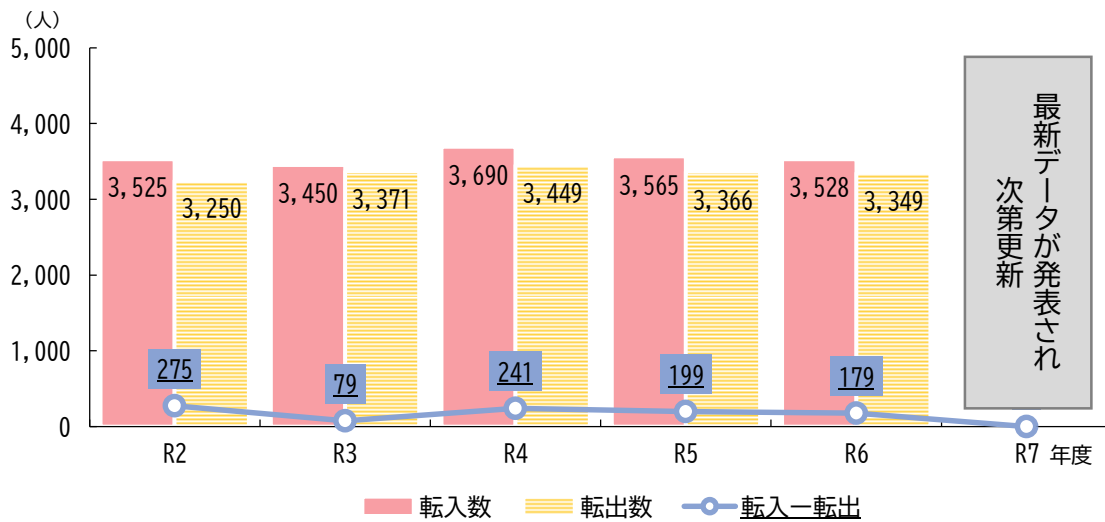
■出生数・死亡数の推移



資料：ながくての統計 2025（各年4月1日現在）

○転入数・転出数について、継続して転入数が転出数を超過して推移しています。

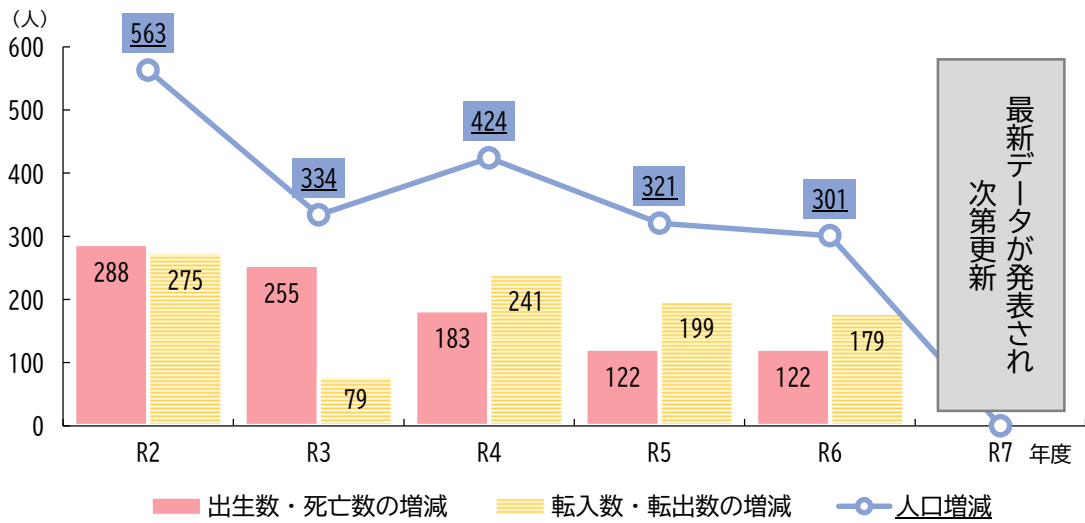
■転入数・転出数の推移



資料：ながくての統計 2025（各年4月1日現在）

○人口動態について、継続して人口増で推移しているものの、低下しており、令和3年度以降は300～400人台の人口増となっています。

■人口動態の推移

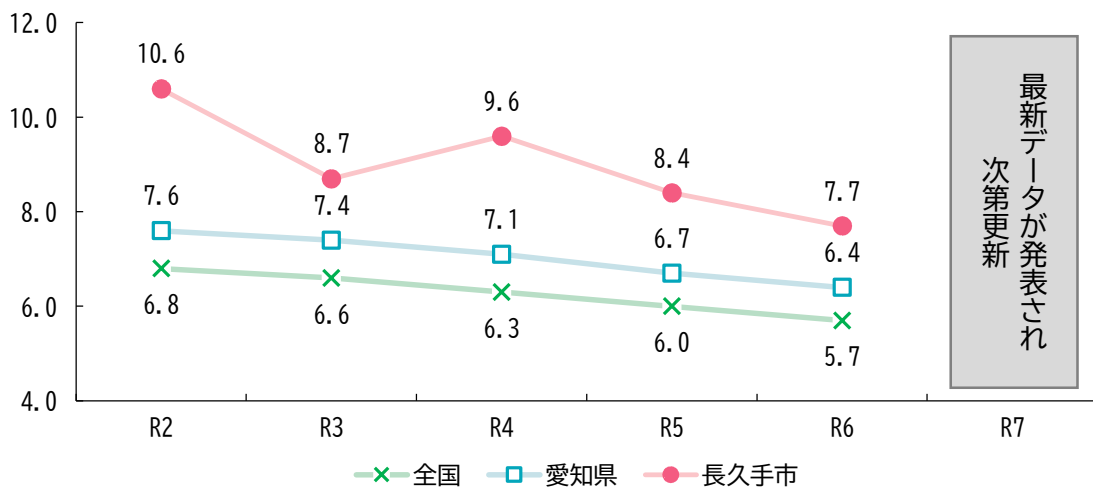


資料：ながくての統計 2025（各年4月1日現在）

③出生率の状況

○本市の出生率について、継続して概ね減少傾向にあり、令和6年では7.7となっています。
 ○全国・愛知県と比較すると、本市の出生率は平成30年以降すべての年で上回っています。

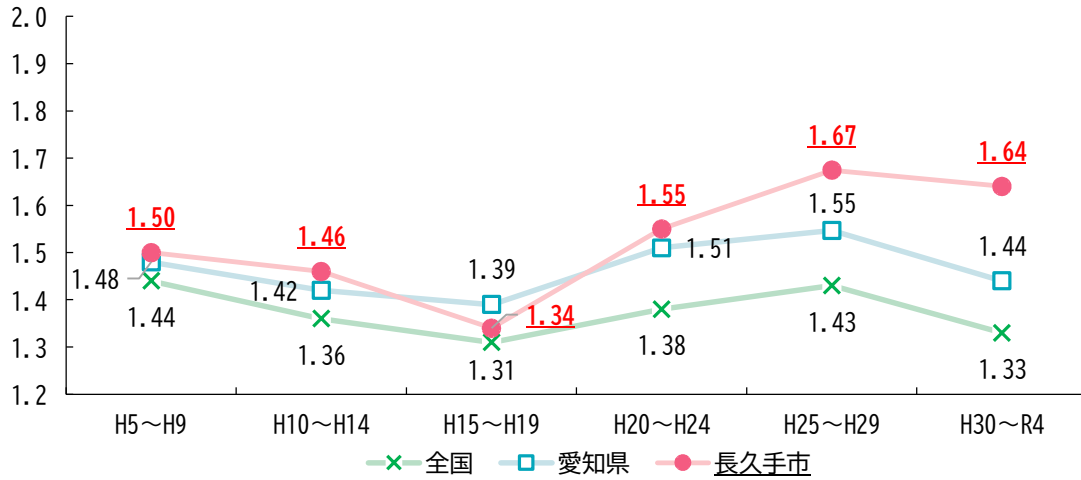
■出生率の推移（全国・愛知県比較）



資料：愛知県の人口動態統計

○本市の平成 30～令和 4 年の合計特殊出生率は 1.64 となっており、全国、愛知県と比較して上回っています。

■合計特殊出生率の推移（全国・愛知県比較） ※H19 までは「長久手町」の値

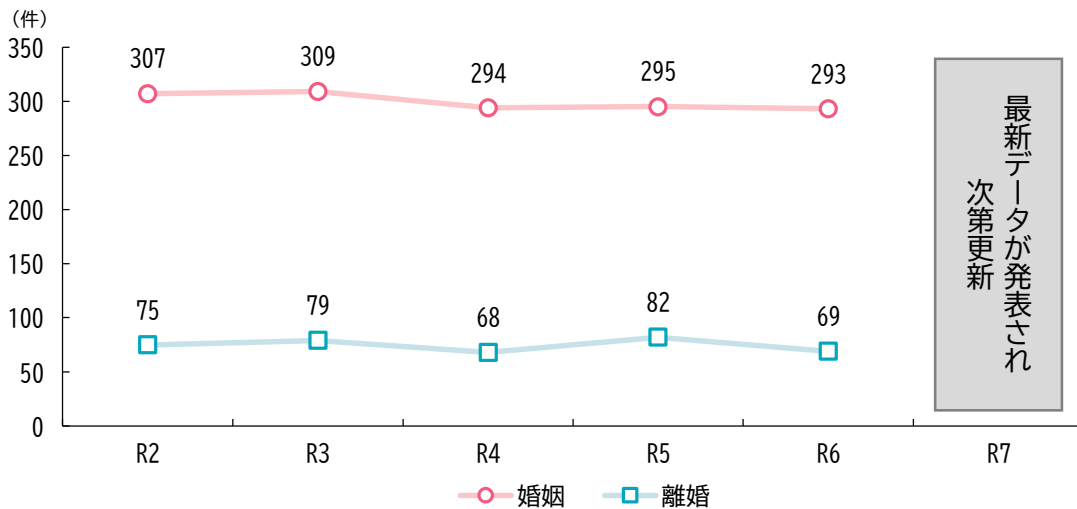


資料：人口動態統計特殊報告（人口動態保健所・市区町村別統計）

④ 婚姻・離婚の状況

○婚姻、離婚について、いずれも概ね横ばいとなっており、令和 6 年では婚姻数が 293 件、離婚数が 69 件となっています。

■婚姻・離婚の状況



資料：ながくての統計 2025（各年 12 月 31 日現在）

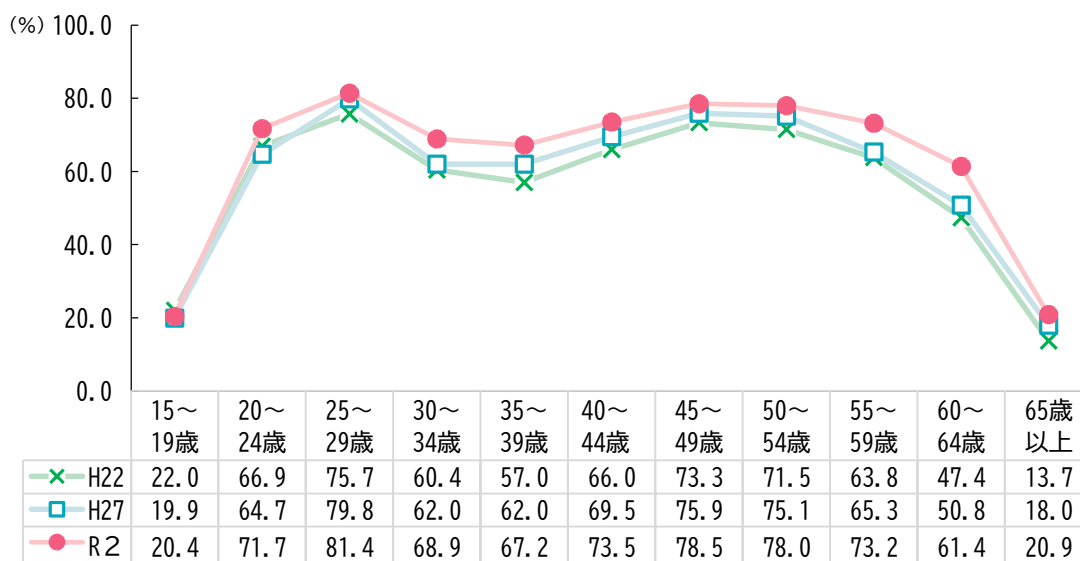
(3) 働く女性の状況

① 女性の労働力率の状況

○本市の女性の年齢別労働力率について、出産、育児の時期にあたる30歳代で労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。

○経年変化をみると、平成22年から令和2年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、特に35～39歳、60～64歳の労働力率はそれぞれ10ポイント以上増加しています。

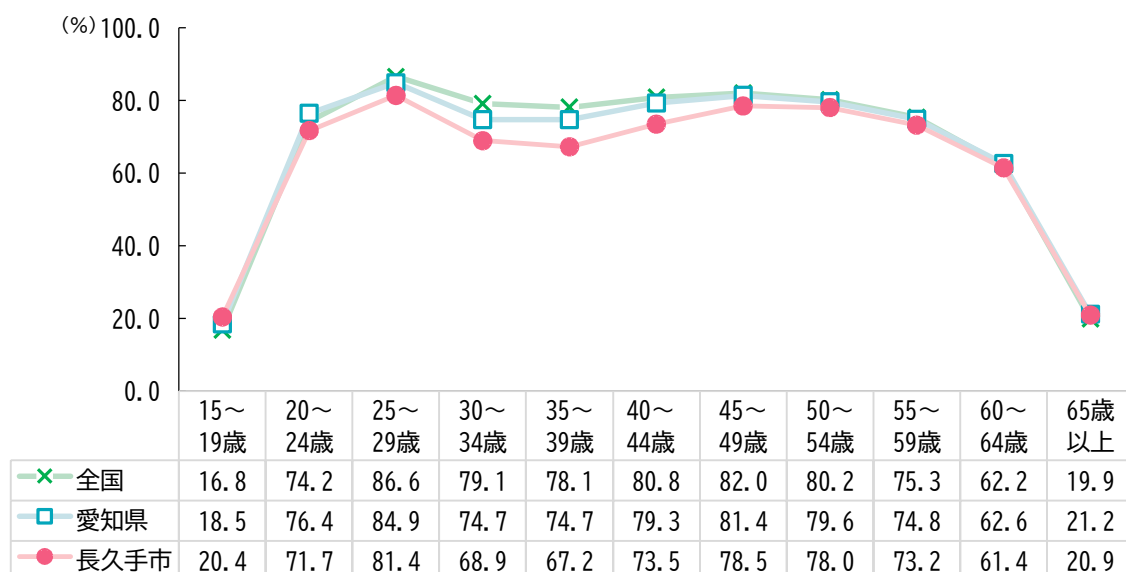
■女性の年代別労働力率の状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

○令和2年の女性の年齢別労働力率を全国、愛知県と比較すると、本市の20～64歳の女性の年齢別労働力率は全国、愛知県を下回っています。

■女性の年代別労働力率の状況（全国・愛知県比較）



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

(4) 教育・保育及び学校教育の状況

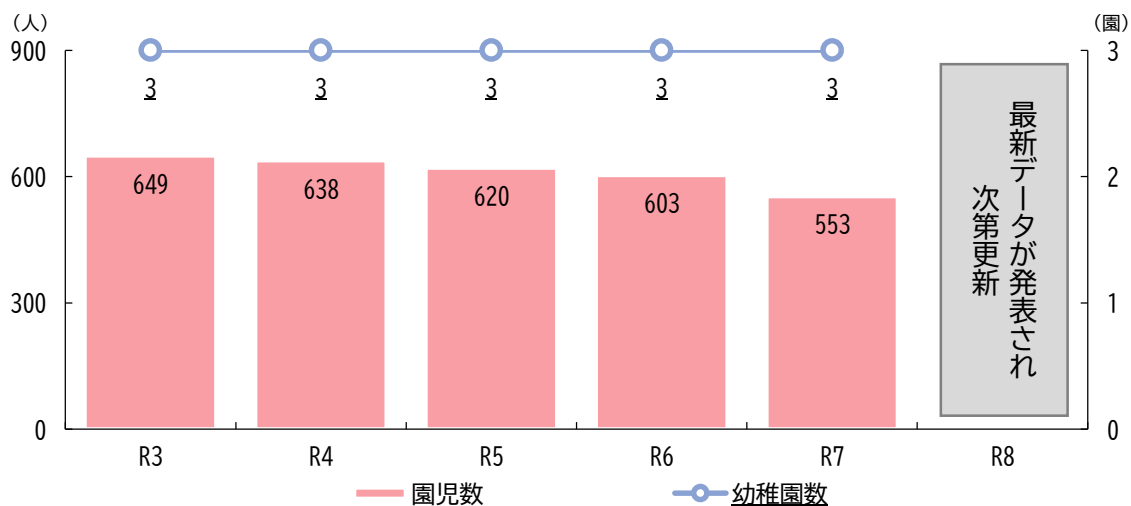
①教育・保育施設の状況

【幼稚園】

○令和7年現在、幼稚園は市内に3園となっています。

○本市の幼稚園在園児数は継続して減少しており、令和7年では553人となっています。

■幼稚園数・園児数の推移



資料：ながくての統計 2025（各年5月1日現在）

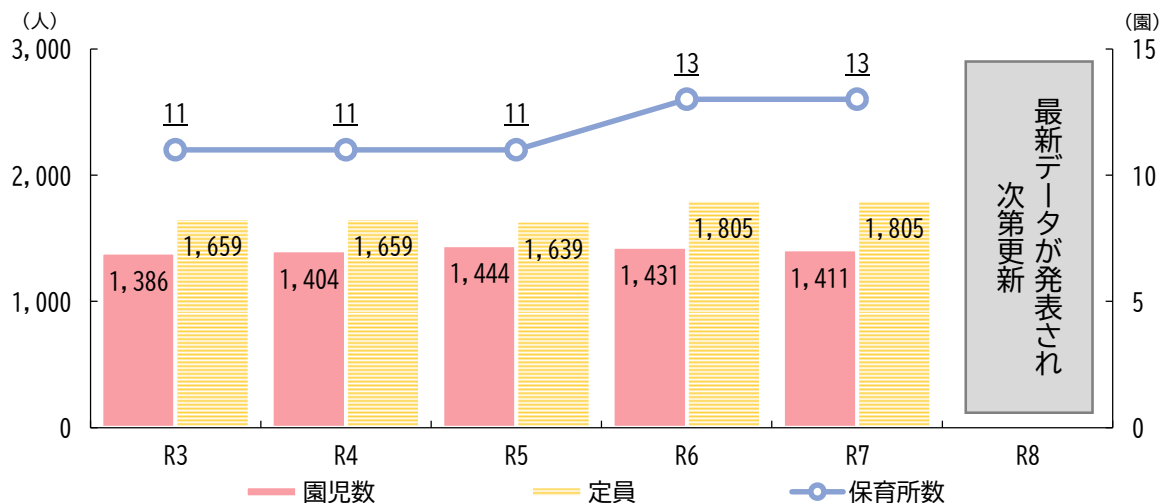
【保育所（特定地域型保育園、認可外保育所を除く）】

○市内の保育所は令和6年に2園増加し、現在13園となっています。

○本市の保育所在園児数は継続して増加していましたが、令和5年をピークに減少に転じ、令和7年では1,411人となっています。

○定員数をみると、全体では定員に対して利用者が下回っていますが、保育所によっては定員を超過した利用者がある状況となっています。

■保育所数・園児数の推移

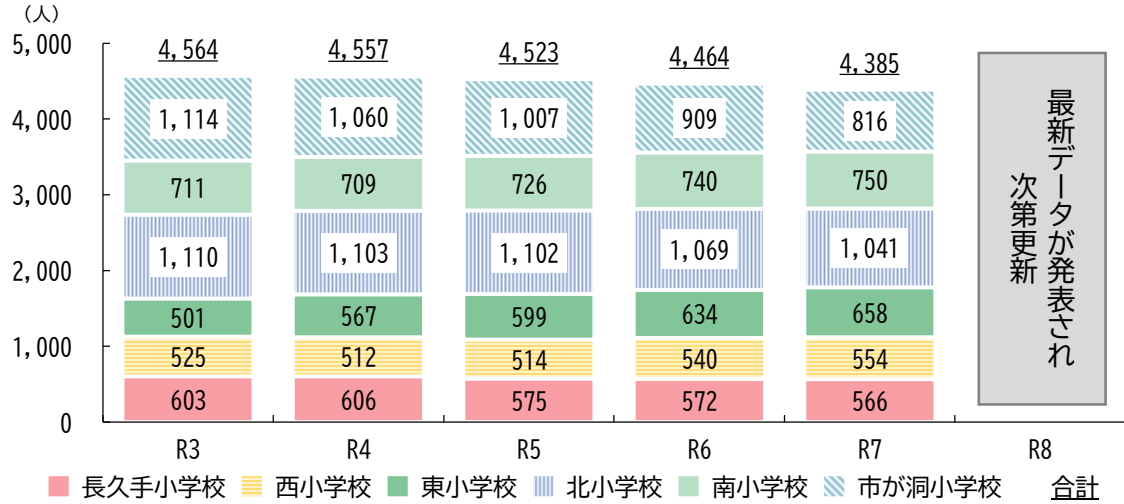


資料：ながくての統計 2025（各年4月1日現在）

② 小学校の状況

○本市の小学校児童数は令和3年以降継続して減少しており、令和7年では4,385人となっています。
○小学校別にみると、特に東小学校では継続して児童数が増加しています。

■ 小学校児童数の推移

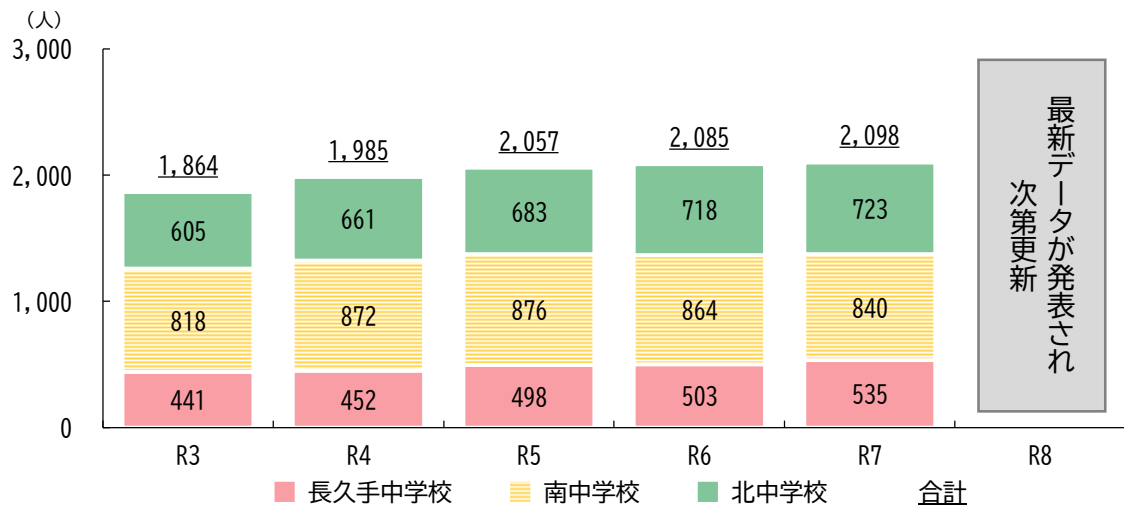


資料：ながくての統計 2025（各年5月1日現在）

③ 中学校の状況

○本市の中学校生徒数は継続して増加しており、令和7年では2,098人となっています。
○中学校別にみると、長久手中学校、北中学校において継続して生徒数が増加しています。

■ 中学校生徒数の推移



資料：ながくての統計 2025（各年5月1日現在）

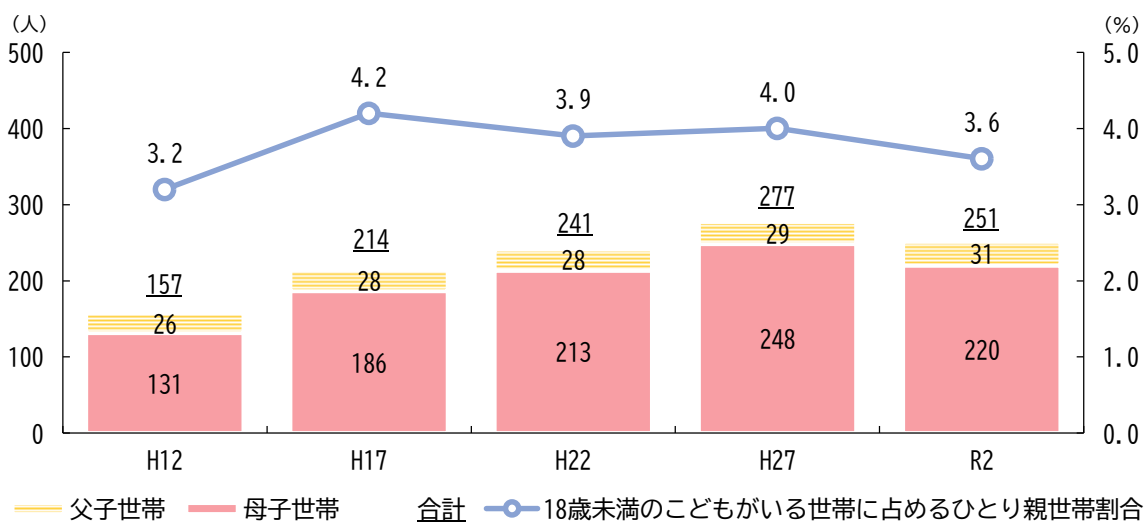
(5) 支援を必要とするこどもの状況

①ひとり親世帯の状況

○ひとり親世帯数について、継続して増加していましたが、平成27年をピークに減少に転じ、令和2年では251世帯となっています。

○18歳未満の子どもがいる世帯に占める割合は、増減しながら4%前後で推移しています。

■ひとり親世帯数・18歳未満の子どもがいる世帯数に占める割合の推移

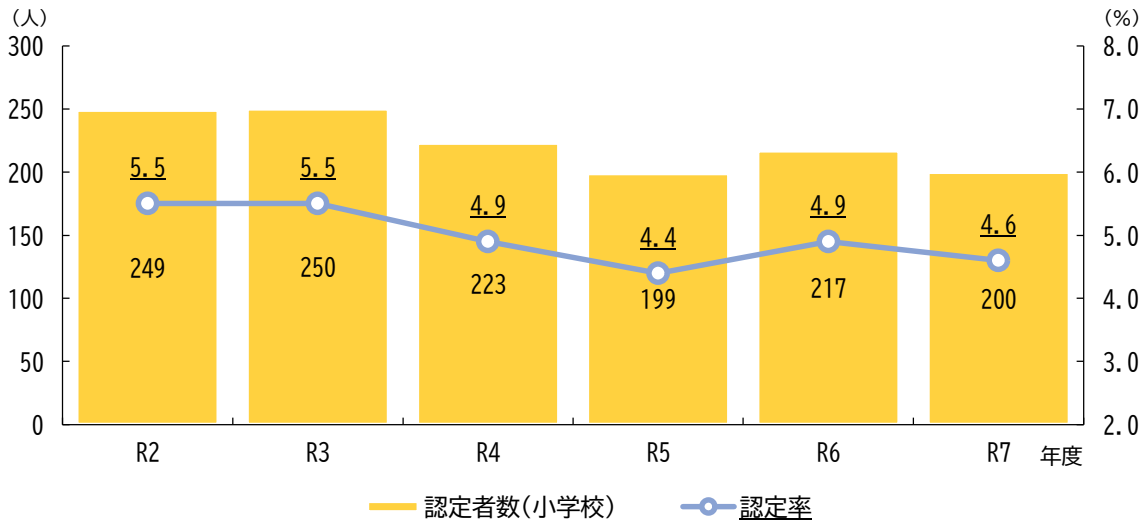


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②就学援助の状況

○小学生の就学援助認定者数について、認定者数と認定率（全小学生に占める認定者の割合）は増減しながら減少傾向となっており、令和7年度は認定者数が200人、認定率は4.6%となっています。

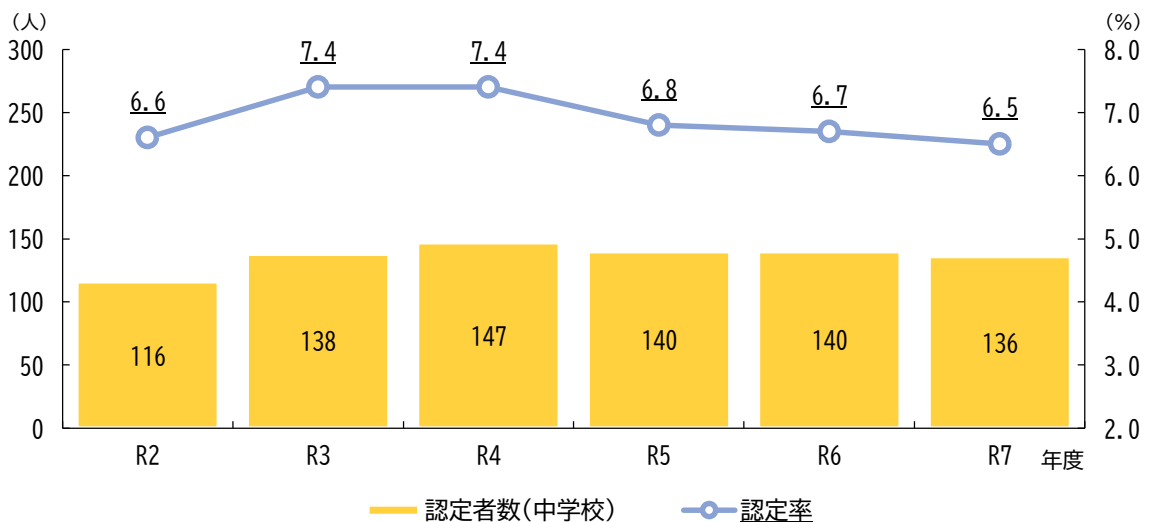
■就学援助認定者数・認定率の推移（小学生）



資料：教育総務課調べ（認定者数；各年度3月31日現在、児童数；各年5月1日現在）

○中学生の就学援助認定者数について、認定者数と認定率（全中学生に占める認定者の割合）は令和4年度をピークに減少に転じ、令和7年度は認定者数が136人、認定率が6.5%となっています。

■就学援助認定者数・認定率の推移（中学生）



資料：教育総務課調べ（認定者数；各年度3月31日現在、児童数；各年5月1日現在）

2

こども・若者からの意見

① アンケート調査の実施概要

当事者であるこどもや若者の意識を把握し、意見やニーズを反映した計画とするため、2種類のアンケート調査を行いました。

実施概要は以下の通りです。

■ 小中学生調査 実施概要

調査の期間	令和7年5月7日～6月30日	調査の対象	市内の公立小学校5年生、市内の公立中学校2年生		
調査方法	学校を通じた案内の配布・WEB回答				
配布数	1,407件	回収数	1,139件	回収率	81.0%

■ 15～29歳調査 実施概要

調査の期間	令和7年9月12日～9月26日	調査の対象	市内在住の15～29歳の方から無作為抽出		
調査方法	郵送配布・郵送回答及びWEB回答				
配布数	1,000件	回収数	181件	回収率	18.1%

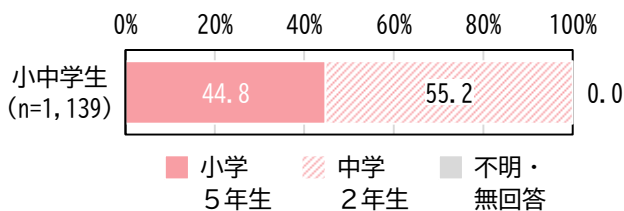
② 小中学生調査の結果（一部抜粋）

【基本属性】

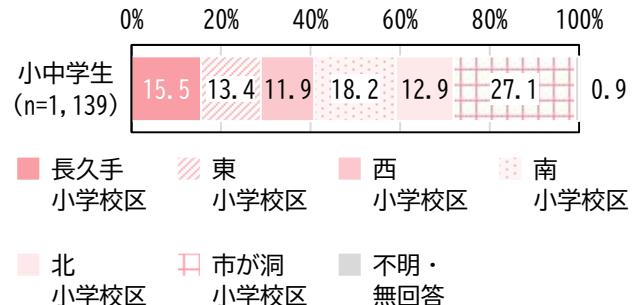
○学年は、「小学5年生」が44.8%、「中学2年生」が55.2%となっています。

○居住地は、小中学生全体で「市が洞小学校区」が27.1%と最も高く、次いで「南小学校区」が18.2%となっています。

■ 学年



■ 居住地

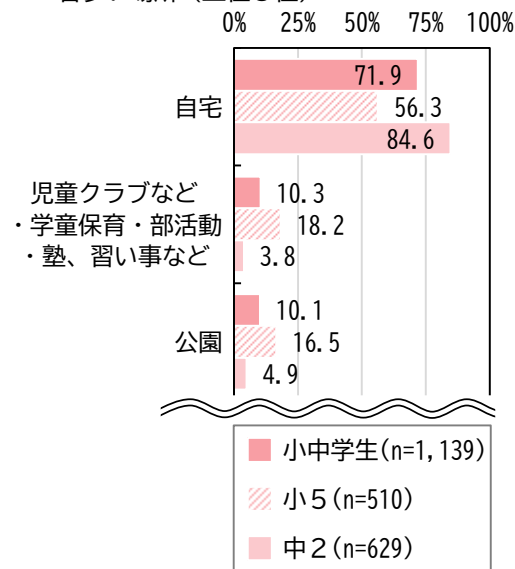


【居場所について】

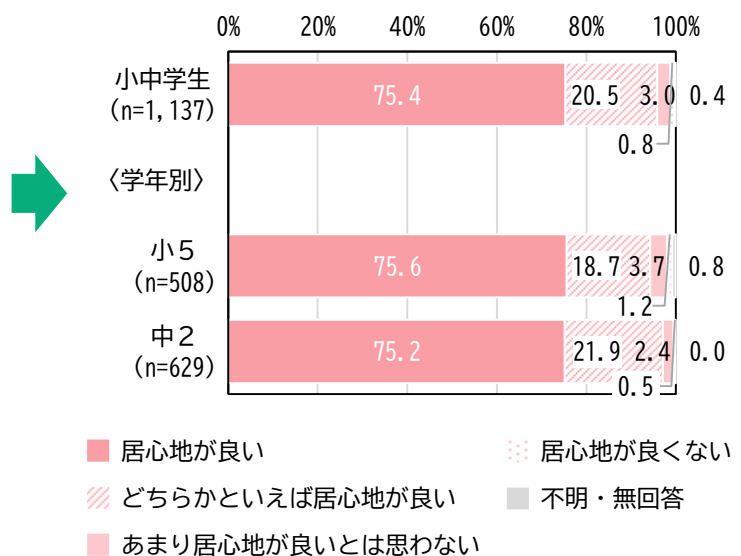
○学校（授業）が終わったあと、過ごすことが一番多い場所は、小中学生全体で「自宅」が71.9%と最も高く、次いで「児童クラブなど・学童保育・部活動・塾、習い事など」が10.3%、「公園」が10.1%となっています。学年別では、「自宅」が中2で84.6%と、小5と比べて28.3ポイント高くなっています。

○過ごすことが一番多い場所の居心地の良さは、小中学生全体で『居心地が良い』（「居心地が良い」と「どちらかといえば居心地が良い」の合算）が95.9%、『居心地が良くない』（「あまり居心地が良いとは思わない」と「居心地が良くない」の合算）が3.8%となっています。学年別では、いずれの学年も『居心地が良い』が9割を超えている一方で、『居心地が良くない』が小5で4.9%、中2で2.9%と一定数みられます。

■学校（授業）が終わったあと、過ごすことが一番多い場所（上位3位）

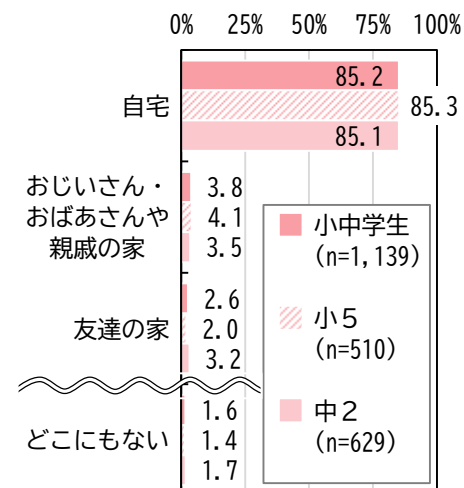


■過ごすことが一番多い場所の居心地の良さ
※自宅等で過ごしている小中学生

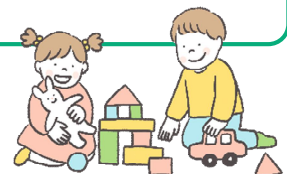


○一番安心できる居場所は、小中学生全体で「自宅」が85.2%と最も高く、次いで「おじいさん・おばあさんや親戚の家」が3.8%、「友達の家」が2.6%となっています。なお、「どこにもない」は1.6%と低いものの、一定数みられます。学年別では、いずれの学年も「自宅」が8割を超えて高くなっています。

■一番安心できる居場所（上位3位）



ほとんどのこどもが、学校（授業）が終わったあと、過ごすことが一番多い場所を居心地が良いと感じています。一方で、学校（授業）が終わったあと、過ごすことが一番多い場所の上位3位と一番安心できる居場所の上位3位が異なっています。こども達が安心して過ごせるよう、居場所の環境整備が求められます。

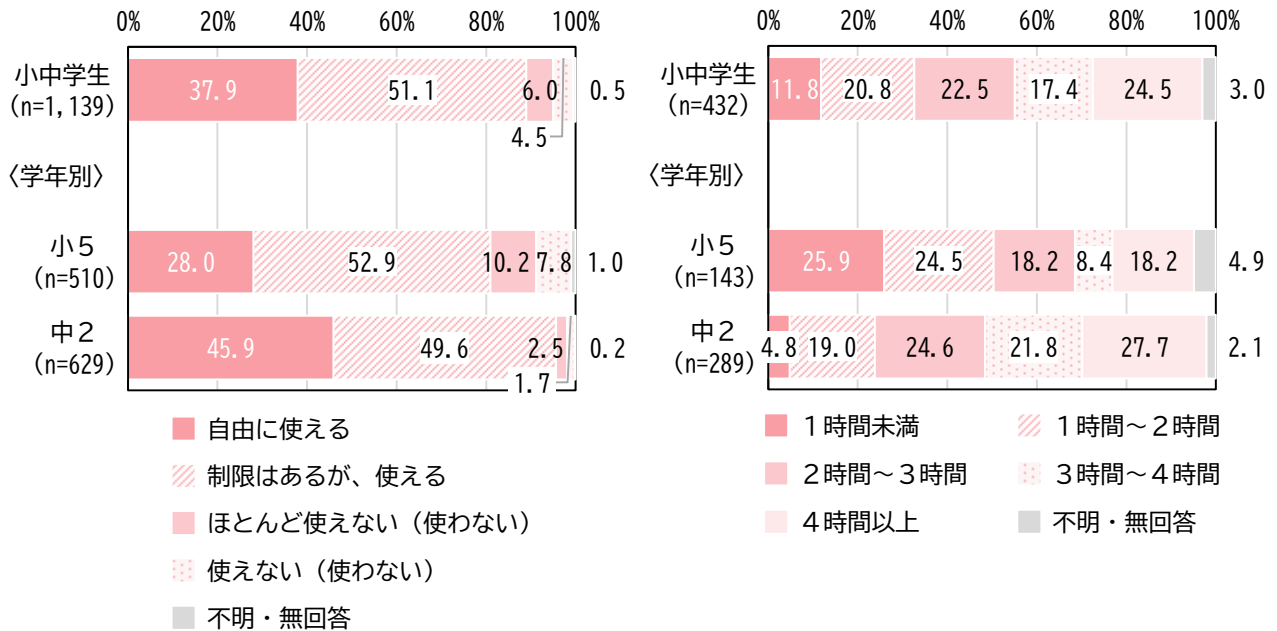


【インターネットの利用について】

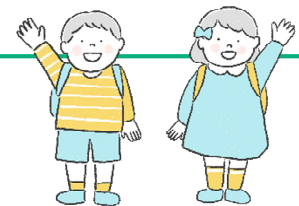
- 学校のもの以外のスマートフォン・パソコン・タブレットを自由に使うことができるかは、小中学生全体で『使える』（「自由に使える」と「制限はあるが、使える」の合算）が89.0%、『使えない（使わない）』（「ほとんど使えない（使わない）」と「使えない（使わない）」の合算）が10.5%となっています。学年別では、『使える』が小5で80.9%、中2で95.5%となっています。特に、制限なしの「自由に使える」が中2で45.9%と、小5と比べて17.9ポイント高くなっています。
- 学校のもの以外のスマートフォン等を「自由に使える」と答えた432人の下校後の1日あたりの使用時間は、小中学生全体で「4時間以上」が24.5%と最も高く、次いで「2時間～3時間」が22.5%、「1時間～2時間」が20.8%となっています。学年別では、小5で「1時間未満」が25.9%、中2で「4時間以上」が27.7%と、それぞれ最も高くなっています。

■学校のもの以外のスマートフォン・パソコン・タブレットを自由に使うことができるか

■下校後のスマートフォン等の1日あたりの使用時間
※スマートフォン等が自由に使える小中学生



9割近くのこどもがスマートフォン・パソコン・タブレットを自由に使える環境で生活しています。また、年齢が上がるほど自由に使えるこどもが多く、利用時間も長くなっています。低年齢のこどもへのインターネット普及が進んでいることが伺えるため、SNS等を利用した犯罪等の防止に向けた取組の強化が求められます。



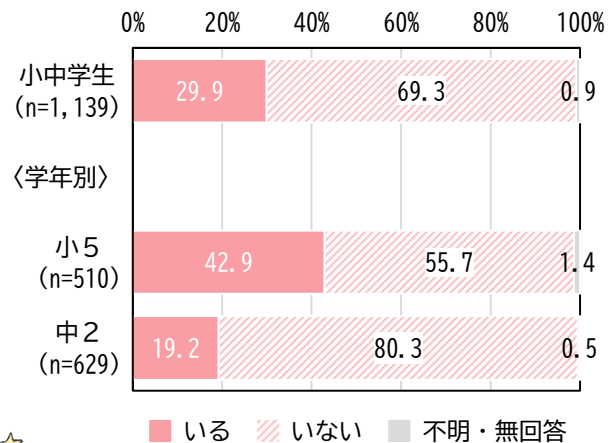
【家族のお世話の有無について】

○家族の中に、あなたがお世話をしている人がいるか（ペットをのぞく）は、小中学生全体で「いる」が29.9%、「いない」が69.3%となっています。学年別では、「いる」が小5で42.9%、中2で19.2%となっています。

家族のお世話をしているこどもは3割近くになっています。そのうち、お世話の内容として、育児、通訳を挙げているこどもがおり、ヤングケアラーが隠れていることも考えられるため、早期発見、早期対応に向けた現状把握が求められます。



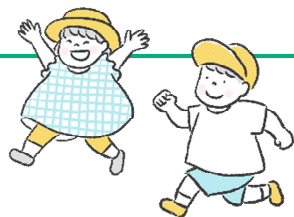
■家族の中に、あなたがお世話をしている人がいるか（ペットをのぞく）



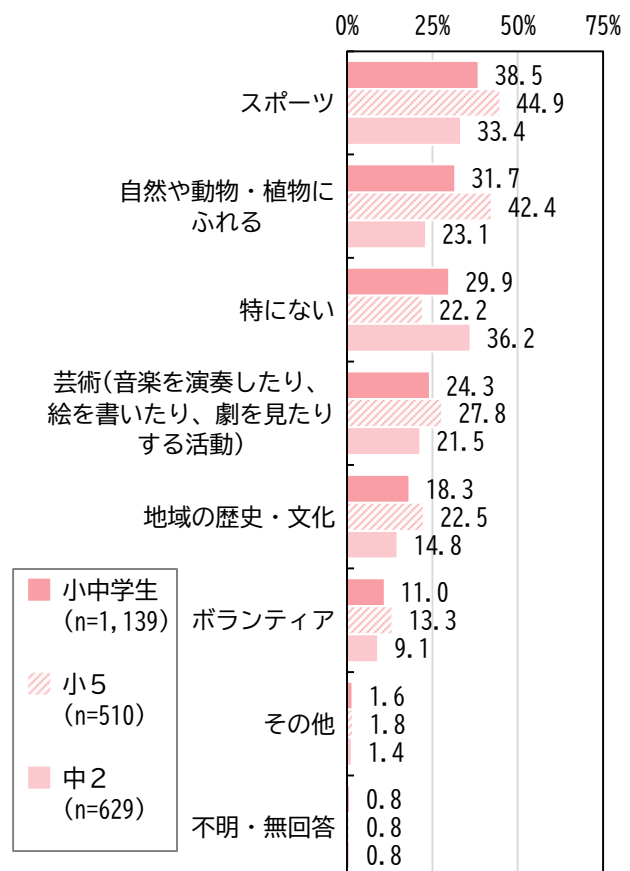
【地域での過ごし方について】

○学校や家以外の自分の住んでいる地域でもっと知りたい、経験したいと思うことは、小中学生全体で「スポーツ」が38.5%と最も高く、次いで「自然や動物・植物にふれる」が31.7%、「特にない」が29.9%となっています。学年別では、「特にない」を除いていずれの学年も「スポーツ」が最も高く、小5で44.9%、中2で33.4%となっています。

スポーツにもっと取り組みたいと考えているこどもが4割近くになっており、部活動の地域移行等の現状も踏まえた取組の充実が求められます。一方、後述する15~29歳調査においては、「芸術」が最も高くなっており、年代に応じた取組を充実していく必要があります。



■学校や家以外の自分の住んでいる地域でもっと知りたい、経験したいと思うこと

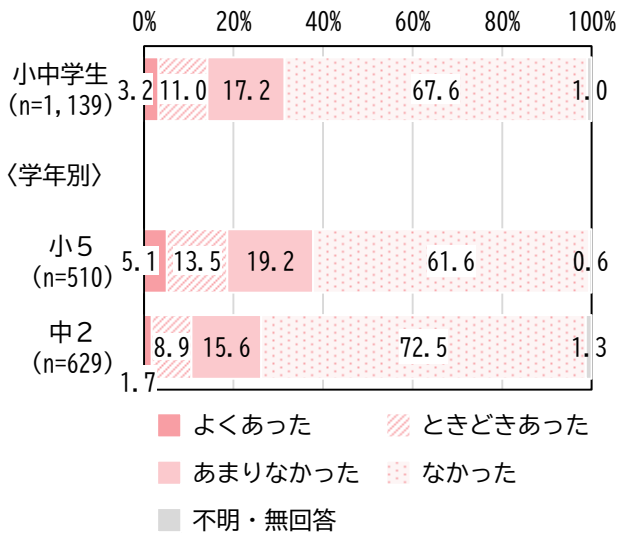


【いじめについて】

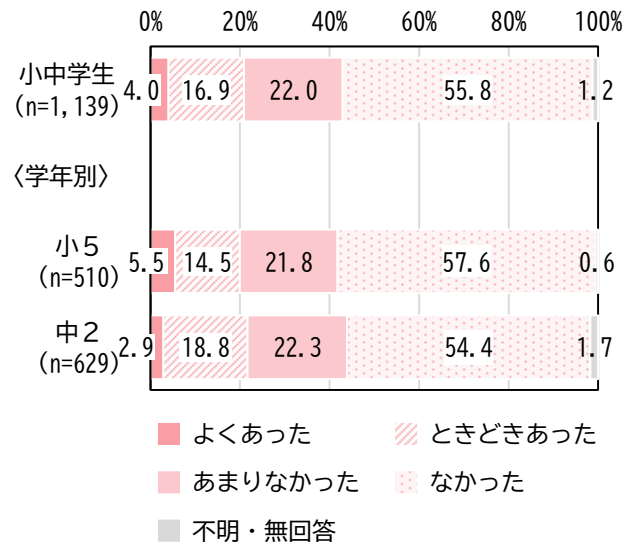
○これまでいじめられていたことがあったかは、小中学生全体で『あった』（「よくあった」と「ときどきあった」の合算）が14.2%、『なかった』（「あまりなかった」と「なかった」）が84.8%となっています。学年別では、『あった』が小5で18.6%、中2で10.6%となっています。

○これまでいじめられている子を見たことがあったかは、小中学生全体で『あった』が20.9%、『なかった』が77.8%となっています。学年別では、『あった』が小5で20.0%、中2で21.7%となっています。

■これまでいじめられていたことがあったか



■これまでいじめられている子を見たことがあったか



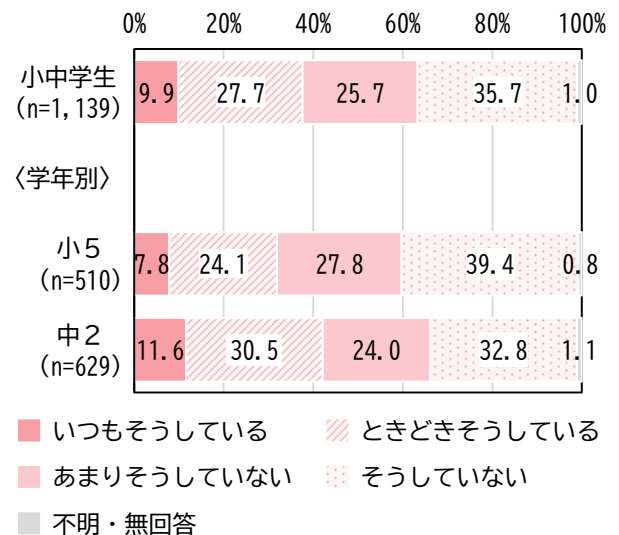
1割を超える子どもが、これまでにいじめを経験している、またはいじめを目撃したことがあると回答しています。全国的にもいじめの認知件数が増加しており、早期発見・早期対応に努めるとともに、子どもが安心して過ごせる環境整備が求められます。



【相談について】

○何か困ったことがあったら相談できずそのままにすることがあったかは、小中学生全体で『そうしている』（「いつもそうしている」と「ときどきそうしている」の合算）が37.6%、『そうしていない』（「あまりそうしていない」と「そうしていない」の合算）が61.4%となっています。学年別では、相談できずそのままにする中2が、小5と比べて10.2ポイント高くなっています。

■何か困ったことがあったら相談できずそのままにすることがあったか

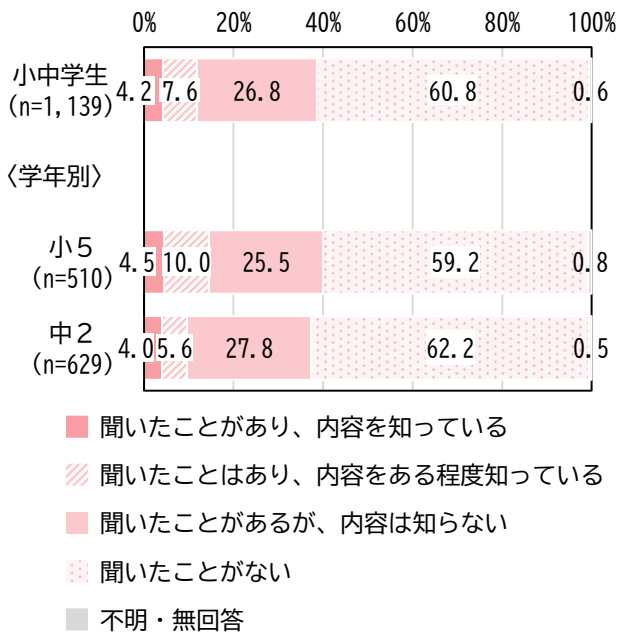


相談できずにそのままにする子どもが4割近くになっており、年齢が上がるほど多くなっています。何かあったときに助けを求められる仕組みづくりが求められます。

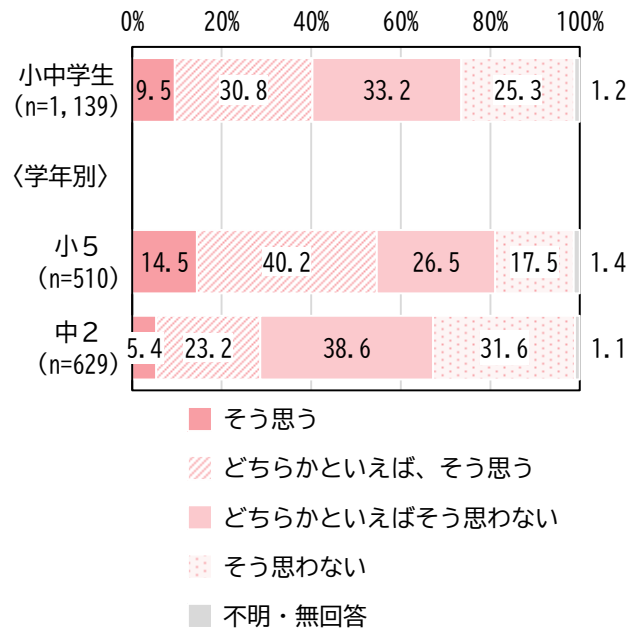
【こどもまんなか社会について】

- 「こどもの権利」についての条例（ルール）を聞いたことがあるかは、小中学生全体で『内容を知っている』（「聞いたことがあり、内容を知っている」と「聞いたことはあり、内容をある程度知っている」の合算）が11.8%、『内容は知らない・聞いたことがない』（「聞いたことがあるが、内容は知らない」と「聞いたことがない」の合算）が87.6%となっています。学年別では、いずれの学年も『内容は知らない・聞いたことがない』が、それぞれ8割以上と高くなっています。
- 「こどもの意見が社会に取り入れられている」と感じるかは、小中学生全体で『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合算）が40.3%、『そう思わない』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合算）が58.5%となっています。学年別では、「こどもの意見が社会に取り入れられている」と感じる中2が、小5と比べて26.1ポイント低くなっています。

■「こどもの権利」について条例（ルール）を聞いたことがあるか

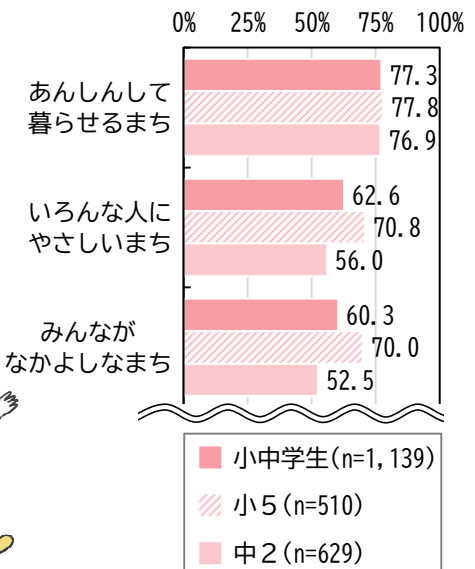


■「こどもの意見が社会に取り入れられている」と感じるか



- 長久手市がどんなまちになってほしいかは、小中学生全体で「あんしんして暮らせるまち」が77.3%と最も高く、次いで「いろいろな人にやさしいまち」が62.6%、「みんながなかよしなまち」が60.3%となっています。学年別では、いずれの学年も「あんしんして暮らせるまち」が最も高く、小5で77.8%、中2で76.9%となっています。

■長久手市がどんなまちになってほしいか（上位3位）



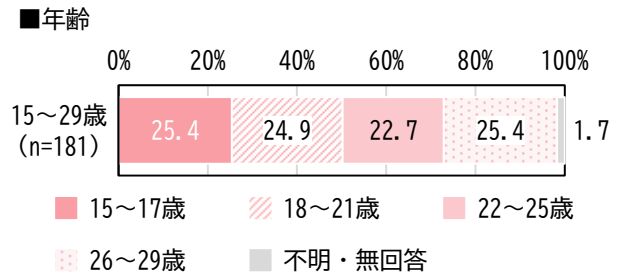
長久手市が安心して暮らせるまちになってほしいと思っているこどもが8割近くとなっています。こどもだけでなく、おとなにも「こどもまんなか社会」に向けた気運醸成を進め、こどもの意見が反映されるまちづくりを実現していく必要があります。



③15～29 歳調査の結果（一部抜粋）

【基本属性】

○年齢は、15～29 歳全体で「15～17 歳」「26～29 歳」がそれぞれ 25.4%と最も高く、次いで「18～21 歳」が 24.9%、「22～25 歳」が 22.7%となっています。

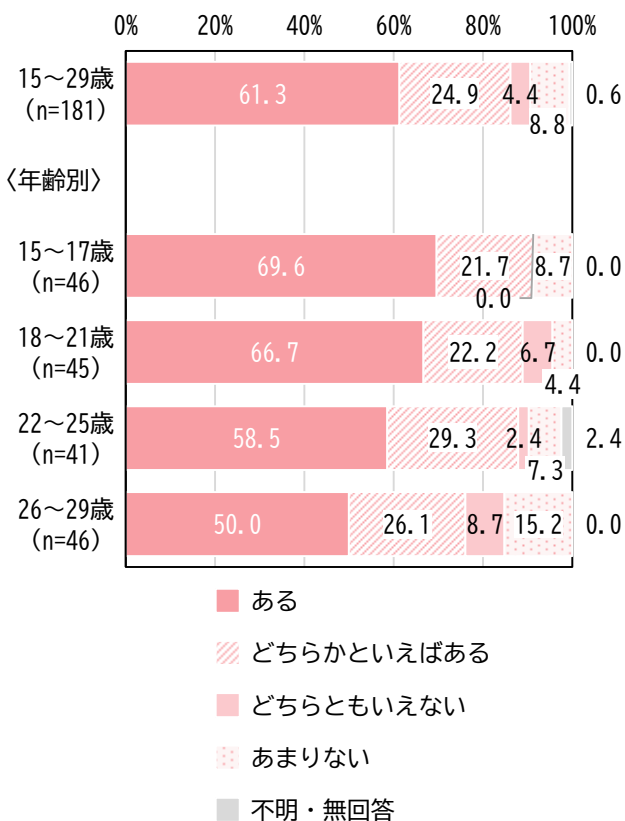


【居場所について】

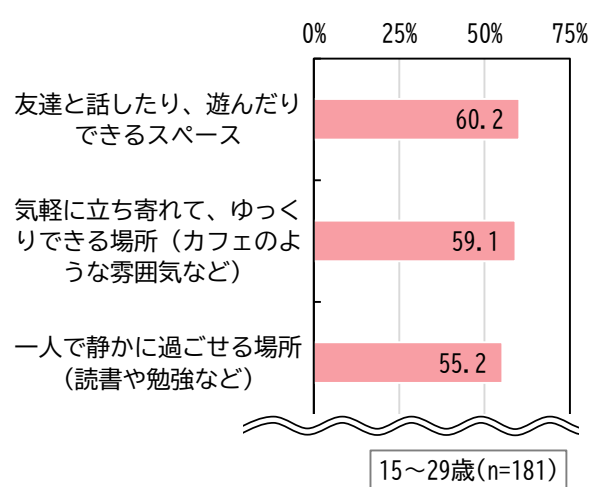
○自宅以外の地域や職場等の社会での居場所があるかは、15～29 歳全体で『ある』（「ある」と「どちらかといえばある」の合算）が 86.2%、「どちらともいえない」が 4.4%、「あまりない」が 8.8%となっています。年齢別では、『ある』と回答した人が、年齢が高いほど少なくなっています。

○居場所としてあると良い場所は、15～29 歳全体で「友達と話したり、遊んだりできるスペース」が 60.2%と最も高く、次いで「気軽に立ち寄れて、ゆっくりできる場所（カフェのような雰囲気など）」が 59.1%、「一人で静かに過ごせる場所（読書や勉強など）」が 55.2%となっています。

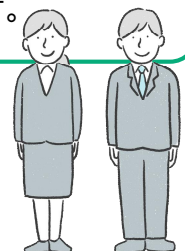
■自宅以外の地域や職場等の社会での居場所はあるか



■居場所としてあると良い場所（上位3位）



年齢が高いほど、居場所があると感じる人が減っていることから、就職等により社会に属したことで居場所と感じられる場所を失ってしまう人が増える可能性があります。子ども・若者が安心できる居場所づくりや既存の居場所の周知が求められます。



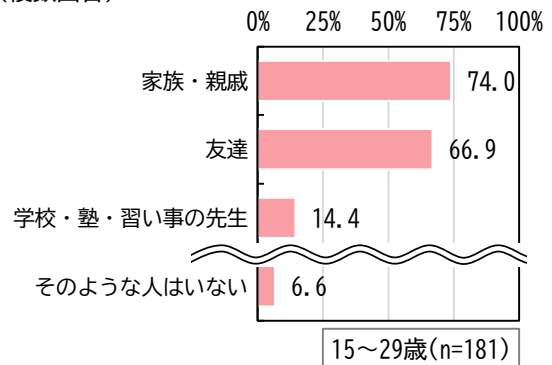
【自身の気持ちについて】

- 現在悩んでいることや不安に感じていることは、15～17歳で「勉強や進学のこと」、18～21歳で「将来のこと」、22～25歳で「仕事や就職のこと」「将来のこと」、26～29歳で「お金のこと」がそれぞれ最も高くなっています。
- 困難や生きづらさを感じたときに助けてくれる人は、15～29歳全体で「家族・親戚」が74.0%と最も高く、次いで「友達」が66.9%、「学校・塾・習い事の先生」が14.4%となっています。なお、「そのような人はいない」は6.6%となっています。

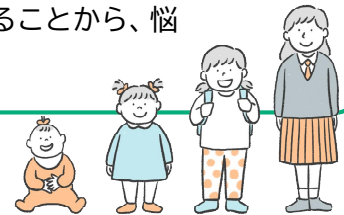
■現在悩んでいることや不安に感じていること
(各年代の上位1位)

年代	悩みや不安	割合
15～17歳(n=46)	勉強や進学のこと	63.0%
18～21歳(n=45)	将来のこと	57.8%
22～25歳(n=41)	将来のこと／仕事や就職のこと	各63.4%
26～29歳(n=46)	お金のこと	69.6%

■困難や生きづらさを感じたときに助けてくれる人
(複数回答)



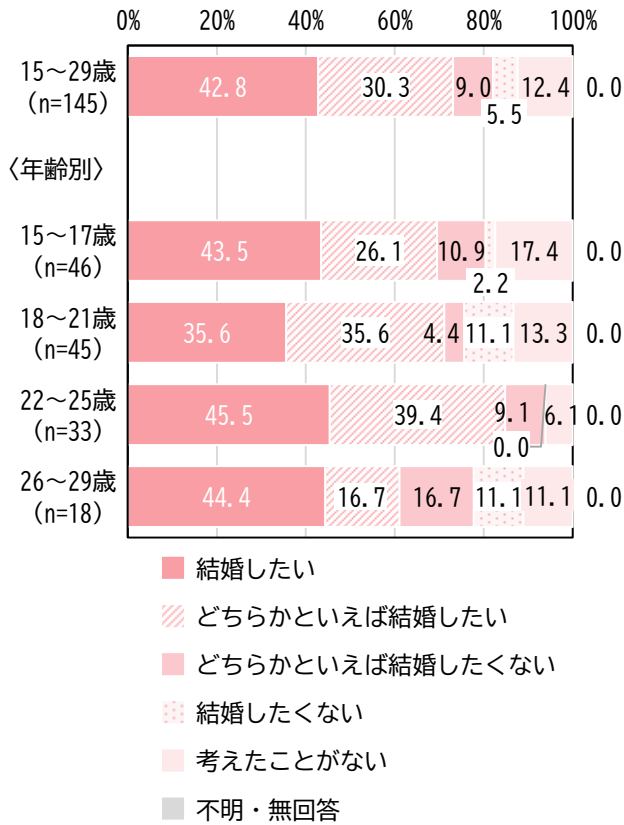
悩んでいることや不安に感じていることは、ライフステージによって変化することが伺えます。何かあったときに助けてくれる人がいないこども・若者も一定数存在することから、悩みに応じた相談支援等の支援体制整備が求められます。



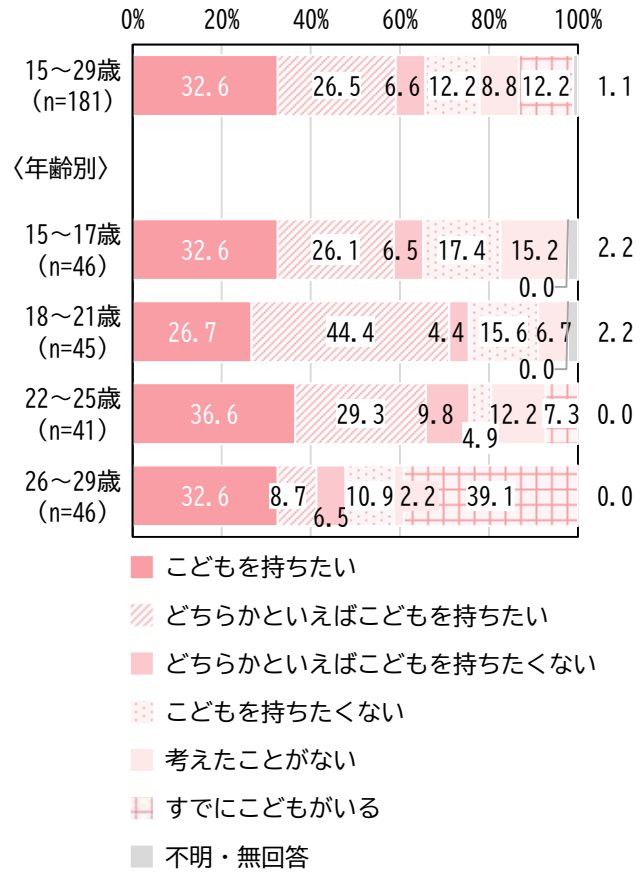
【結婚や出産のことについて】

- 「結婚できる年齢に達していない」または「結婚していない」「結婚したことがあるが、今はそうではない(別居中含む)」と答えた145人の結婚(事実婚を含む)意向は、15～29歳全体で『結婚したい』(「結婚したい」と「どちらかといえば結婚したい」の合算)が73.1%、『結婚したくない』(「どちらかといえば結婚したくない」と「結婚したくない」の合算)が14.5%、「考えたことがない」が12.4%となっています。年齢別では、26～29歳で『結婚したくない』が27.8%と、他の年代と比べて高くなっています。
- 将来、こどもを持ちたいと思うかは、15～29歳全体で『こどもを持ちたい』が59.1%と最も高く、次いで『こどもを持ちたくない』が18.8%、「すでにこどもがいる」が12.2%となっています。年齢別では、15～17歳、18～21歳で『こどもを持ちたくない』がそれぞれ2割以上となっています。

■将来、結婚（事実婚を含む）したいか

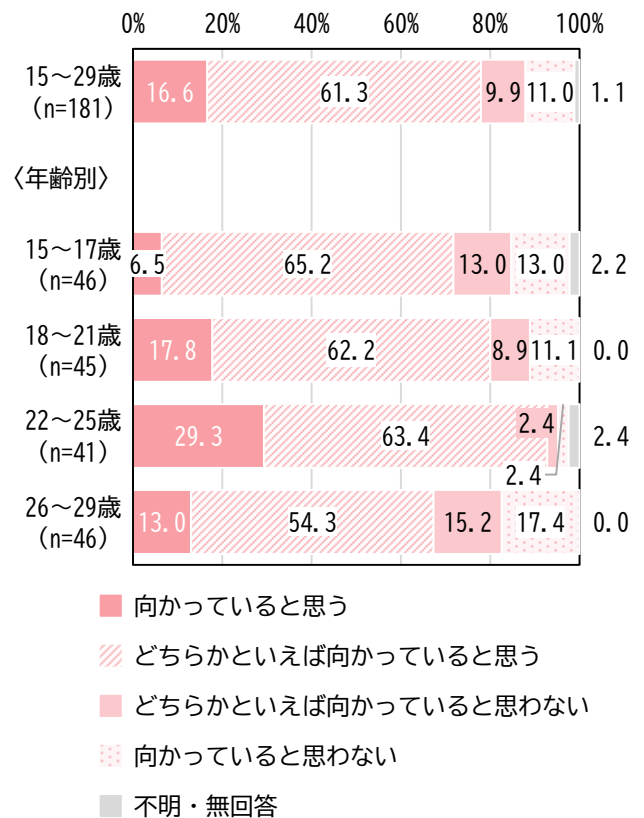


■将来、子どもを持ちたいと思うか



○長久手市が「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていていると思うかは、15～29歳全体で『向かっていると思う』（「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合算）が77.9%、『向かっていると思わない』（「どちらかといえば向かっていると思わない」と「向かっていると思わない」の合算）が20.9%となっています。年齢別では、子育て当事者が多く該当する26～29歳で『向かっていると思わない』が32.6%と、他の年代と比べて高くなっています。

■長久手市は「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていていると思うか



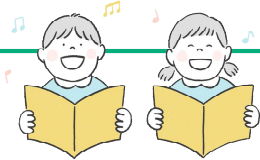
結婚、子どもを持つことに対して不安を持つ子ども・若者がいることも考えられます。結婚や子どもを持つことを希望する人が、安心して希望する選択肢を選べるよう、妊娠・出産・子育てを通した切れ目のない支援が求められます。



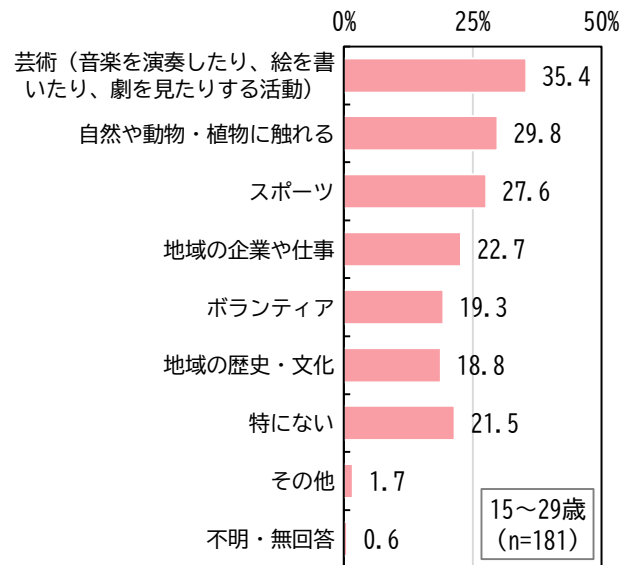
【地域での過ごし方について】

○学校や家以外の自分の住んでいる地域でもっと知りたい、経験したいと思うことは、15～29歳全体で「芸術（音楽を演奏したり、絵を書いたり、劇を見たりする活動）」が35.4%と最も高く、次いで「自然や動物・植物に触れる」が29.8%、「スポーツ」が27.6%となっています。

芸術にもっと取り組みたいと考えている子ども・若者が4割近くになっています。芸術活動は、子ども・若者の体験格差が顕著に現れる項目でもありと考えられ、取組の充実が求められます。



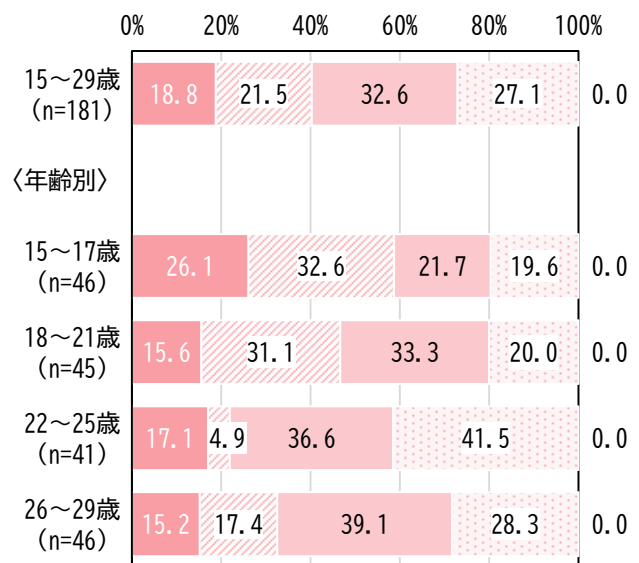
■学校や家以外の自分の住んでいる地域でもっと知りたい、経験したいと思うこと



【子どもまんなか社会について】

○「子どもの権利」について聞いたことがあるかは、15～29歳全体で「聞いたことはあるが、内容は知らない」が32.6%と最も高く、次いで「聞いたことがない」が27.1%、「聞いたことはあり、内容をある程度知っている」が21.5%となっています。年齢別では、概ね年代が上がるにつれて『聞いたことがない・内容を知らない』（「聞いたことはあるが、内容は知らない」と「聞いたことがない」の合算）が高くなっています。

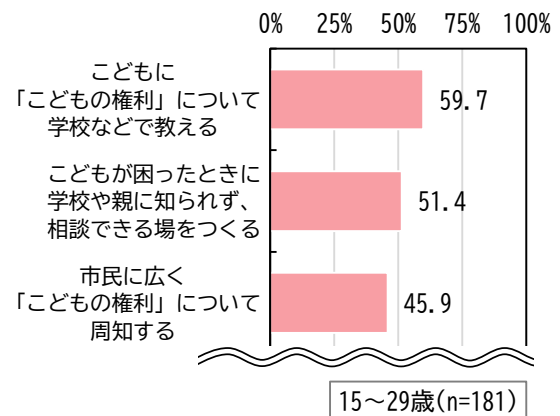
■「子どもの権利」について聞いたことがあるか



- 聞いたことがあり、内容を知っている
- ▨ 聞いたことはあり、内容をある程度知っている
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- ▨ 聞いたことがない
- 不明・無回答

○「子どもの権利」を守るためにあると良いと思う仕組みは、15～29歳全体で「子どもに「子どもの権利」について学校などで教える」が59.7%と最も高く、次いで「子どもが困ったときに学校や親に知られず、相談できる場をつくる」が51.4%、「市民に広く「子どもの権利」について周知する」が45.9%となっています。

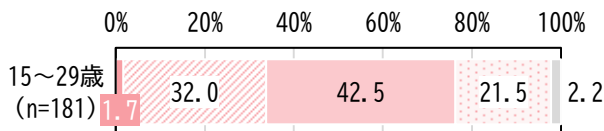
■「子どもの権利」を守るためにあると良いと思う仕組み（上位3位）



○「子どもの意見が社会に取り入れられている」と感じるかは、15～29歳全体で『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合算）が33.7%、『そう思わない』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合算）が64.0%となっています。

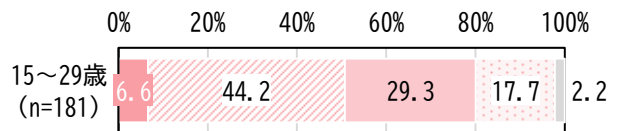
○長久手市が「子どもまんなか社会」の実現に向かっていると思うかは、15～29歳全体で『向かっていると思う』（「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合算）が50.8%、『向かっていると思わない』（「どちらかといえば向かっていると思わない」と「向かっていると思わない」の合算）が47.0%となっています。

■「子どもの意見が社会に取り入れられている」と感じるか



- そう思う
- ▨ どちらかといえばそう思う
- ▨ どちらかといえばそう思わない
- ▨ そう思わない
- 不明・無回答

■長久手市が「子どもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか



- 向かっていると思う
- ▨ どちらかといえば向かっていると思う
- ▨ どちらかといえば向かっていると思わない
- ▨ 向かっていると思わない
- 不明・無回答

小中学生調査同様、「子どもの権利」「子どもまんなか社会」などの考え方は浸透が進んでいないことが伺えます。市全体で「子どもまんなか社会」に向けた気運醸成を進め、子どもの意見が反映されるまちづくりを実現していく必要があります。

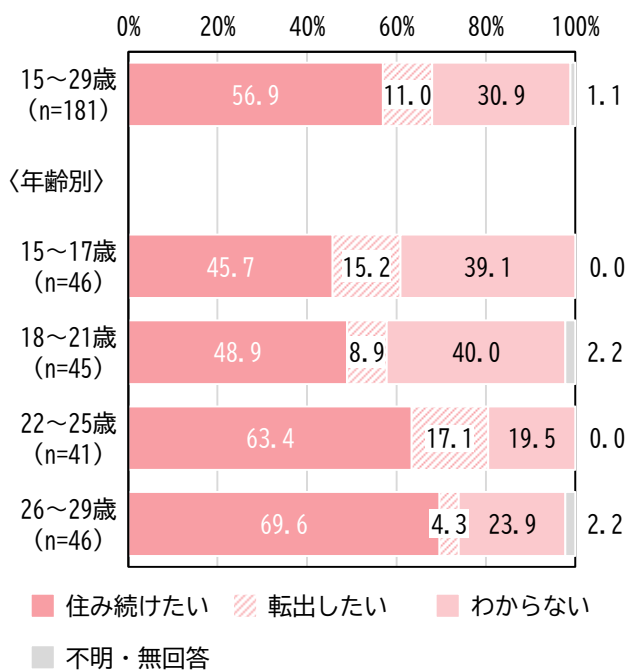


【定住意向について】

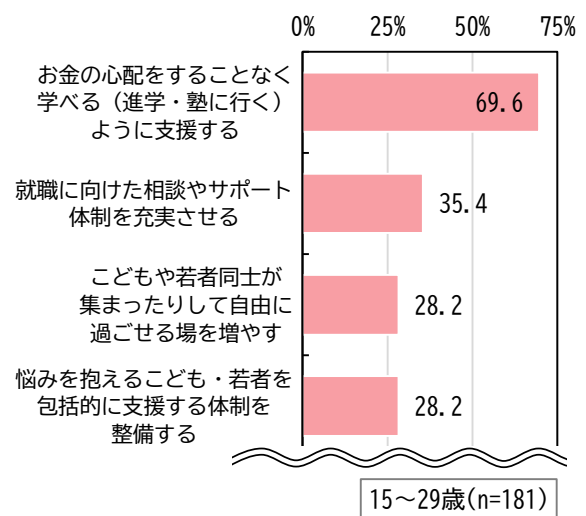
○今後も長久手市に住み続けたいかは、15～29歳全体で「住み続けたい」が56.9%、「転出したい」が11.0%、「わからない」が30.9%となっています。年齢別では、15～17歳、18～21歳で「住み続けたい」がそれぞれ5割近くと、全体と比較して低くなっています。

○子ども・若者のために、長久手市に必要な取り組みだと思うことは、15～29歳全体で「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が69.6%と最も高く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が35.4%、「子どもや若者同士が集まったりして自由に過ごせる場を増やす」「悩みを抱える子ども・若者を包括的に支援する体制を整備する」がそれぞれ28.2%となっています。

■今後も長久手市に住み続けたいか



■子ども・若者のために、長久手市に必要な取り組みだと思うこと（上位3位）



定住意向は、特に学生が多い年代で住み続けたいと思う子ども・若者が少ないことが伺えます。子ども・若者の年代に応じたニーズを踏まえ、進学・就職を経ても本市に住み続けたい、戻ってきたいと思えるような若者支援の充実が求められます。



3 データからみる長久手市の課題

①子ども・若者の権利の保障

アンケート調査によると、「子どもの権利」についての条例を聞いたことがある小中学生は約1割、「子どもの権利」について聞いたことがあり、内容まで理解している15～29歳は約4割にとどまっています。また、子どもの意見が社会に取り入れられていると感じる割合は、小中学生で約4割、15～29歳では約3割と、いずれも半数に満たない状況です。

国の「子ども基本法」に基づく「子どもまんなか社会」では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、子ども・若者の意見の聴取・反映や権利の尊重が重視されています。子ども・若者が自らを権利の主体であると実感できる環境づくりに向け、「子どもの権利」や「子どもまんなか社会」の考え方について、子ども・若者のみならずおとなにも広く浸透させ、子ども・若者を権利の主体として尊重する意識を育んでいくことが求められます。

②多様な居場所づくり

小中学生へのアンケート調査によると、学校終了後に最も多くの時間を過ごす場所と、最も安心できる居場所が一致していない子どもが一定数存在しています。特に、児童クラブ・学童保育・部活動・塾・習い事などは、放課後の主な過ごし方として多く挙げられる一方で、安心できる居場所としてはほとんど挙げられていません。

一方、「第3期子ども・子育て支援事業計画」策定時の保護者アンケートでは、就労している母親の割合が増加しており、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」など、放課後の子どもの預かり施設へのニーズも高まっています。

また、15～29歳へのアンケート調査では、年齢が上がるにつれて「居場所がある」と感じる割合が低下しており、就職等により生活環境が変化する中で、居場所を失う可能性が示唆されます。

さらに、全国的に不登校児童生徒が増加していることも踏まえ、引き続き各年代のニーズに応じた多様な居場所の確保に取り組んでいくとともに、既存の居場所の内容充実や活動の周知に取り組み、利用を促進していく必要があります。

③若者の未来を支えるライフステージに応じた支援

15～29歳へのアンケート調査によると、悩みや不安の内容はライフステージによって変化しており、進学や就職、結婚などの転機を経て、若者を取り巻く状況が大きく変化していくことがうかがえます。

一方で、特に学校教育終了後の若者は身近な相談先を失いやすく、既存の支援制度から孤立しやすい傾向にあり、本市においても必要な支援や情報が十分届かず、相談や支援につながりにくい状況が考えられます。

若者施策のさらなる充実に向け、引き続き若者の実態やニーズの把握を行いながら、必要な支援が確実に届く体制を構築するとともに、若者施策の検討を進める必要があります。

④安心して生み育てられる環境整備

本市の出生率は全国及び愛知県と比較して高いものの、出生数・出生率ともに減少傾向にあります。

15～29歳へのアンケート調査によると、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると感じる割合は、子育て当事者が多い26～29歳で他の年代より低くなっています。また、全体の約2割が将来こどもを持ちたくないと考えており、こどもを持つことに対する不安を抱える若者が一定数存在しています。

こどもを持つことを希望する人が安心して選択できるよう、妊娠・出産・子育てに至るまでの切れ目のない支援の充実が求められます。

⑤働く女性への支援

本市の女性の労働力率は年々上昇しており、働く女性は増加しています。一方で、全国及び愛知県と比較してM字カーブの谷が深く、子育てを期に就業を中断する女性が比較的多い状況がみられます。

また、本市では転入者の増加や世帯規模の縮小、核家族化の進行がみられ、子育てを支える身近な人が少ない環境にある家庭も増えています。

このような状況下で、子育てと仕事の両立が難しいことを理由に就業をあきらめるケースも想定されるため、希望する人が働き続けられるよう、仕事と子育ての両立支援の取組を一層推進していく必要があります。

⑥支援を必要とするこども・若者や家庭への対応

小中学生へのアンケート調査では、家庭内で育児や通訳などを担っているこどもが一定数みられ、ヤングケアラーが潜在している可能性があります。さらに、保護者アンケートでは、こどもへの虐待につながる行動があると回答した割合が約4割となっています。加えて、障がいのあるこどもや発達に課題のあるこどもなど、多様な状況に置かれているこども・若者が、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな育ちが保障されるよう、周囲の理解や支援の充実が求められます。

いじめについては、小中学生へのアンケート調査において、いじめを経験または目撃したことがあるこどもが1割を超えており、困ったときに相談せずに抱え込むこどもも4割近くに上っています。15～29歳へのアンケート調査でも、困難時に頼れる人がいないと感じる人が一定数存在しています。

支援を必要とするこども・若者の早期発見とともに、状況や悩みに応じた相談支援体制の充実など、きめ細かな対応を推進していくことが求められます。

第3章 こども計画が目指すこと

1 基本理念

本計画においては、本市のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、これまで取り組んできたこども・子育て施策を引き続き進めるとともに、新たに「こども・若者の権利の尊重」や「こども・若者の意見の尊重及び反映」等の考え方を加えた、こども・若者に関する総合的な取組を、行政や家庭、学校、地域などが一体となって推進していく必要があります。

そのため、本計画では、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念にこども・若者の意見を取り入れた新たな基本理念を設定し、本市におけるこども・若者施策のさらなる充実と推進に努めます。

● 基本理念 ●

一人ひとりのこどもの声や気持ちが大切にされ、
こどもがすくすく育つまち



参考にしたこども・若者等の意見

一人ひとりの
こどもの声や
気持ち

こどもの声が
大切にされ、

◆「第1回 子ども子育て会議の委員の意見」

（「こどもの権利」を守るうえでおとなたちが「大切にすべきこと」「できること」は何ですか？）

…「こどもの話を丁寧に聞く」「おとなが受け止める」「言葉にならない気持ち、表現できない思いを聞き出し、できる限り叶えてあげる」

◆「こども会議」や「こども・若者アンケート調査の自由意見」

…「おとな」の意見だけではなく、「こども」の意見も聞いてほしい」「おとなの意見で決めつけるのではなく、こどもの意見を聞いてほしい」「こどもだからって言わないでほしい」「こどもだからとバカにしない」「すべておとなに決められたくない」「こどもに対して、おとなと同じく平等に接するようになってほしい」

2

基本目標

本計画の基本理念である「一人ひとりのこどもの声や気持ちが大切にされ、こどもがすくすく育つまち」を実現するにあたって、国の「こども大綱」で示される重要事項を踏まえた以下の●項目を基本目標と定め、各種施策を推進していきます。

3

施策の体系

本計画では、以下の体系に基づき、こども・若者施策を展開します。

第4章 施策の展開

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第5章 量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画）

1 趣旨

2 こども人口の推計

3 教育・保育提供区域の設定

4 「量の見込み」と「確保方策」

5 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

7 子育てのための施設等利用給付について

8 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

第6章 計画の推進に向けて

1 推進の体制

2 計画の達成状況の点検及び評価

資料編